

京都府子育て支援新計画

～未来っ子いきいき応援プラン～

(最終案)

平成27年2月
京都府健康福祉部

目 次

I 計画の改定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の期間	1
3 計画の位置づけ	2
II 少子化・子育ての現状	3
1 少子化の動向	3
2 子育ての状況	9
3 就労の状況	15
4 子育て世代が望む支援	17
III 計画の基本理念と基本的視点	18
1 基本理念	18
2 基本的視点	18
IV 少子化対策・子育て支援策の推進体制	19
V 重点施策	20
1 出会い・結婚の土台づくり	20
2 はじめての妊娠・出産に向けての土台づくり	21
3 子育て環境の土台づくり	24
4 2人目・3人目の出産に向けての土台づくり	31
5 子どもが健やかに育つ社会環境の土台づくり	32
VI 計画の目標	39
VII 計画の進行管理	43
VIII 重点施策体系	44

I 計画の改定にあたって

1 計画策定の趣旨

- 京都府では、平成19年7月に「京都府子育て支援条例」を策定し、同年12月に条例に基づく基本計画として「未来っ子いきいき応援プラン（アクションプラン）」（計画期間：～平成21年度末）を策定し、「子育て家庭を支援する環境づくり」「子育て支援に取り組む地域づくり」「子育て支援に関する意識づくり」を三本の柱として、社会全体で子育てを支援するための施策を総合的、計画的に推進し、子育て支援の充実強化に努めてきました。
- 平成20年12月には、子育て支援の基本かつ重要な施策である多様な保育環境と放課後児童クラブについて、「未来っ子いきいき応援プラン」を一部改定するとともに、平成22年3月には、計画を改定し、現行計画を基本としながらも、今後5年間に重点的に取り組む施策を位置づけ、次代を支える子どもたちが、家族や周りの人との絆を大切にする人間性あふれた、優しくたくましく生きる力を兼ね備え、心身ともに健やかに成長できるよう、府民や、保育所・幼稚園・学校等の教育、医療機関、子育て支援団体、事業者、市町村その他関係機関などが連携・協働し、「子育て・子育ち・親育ち」を社会全体で支援していく仕組みを作り、充実を図ってきたところです。
- しかしながら、依然として少子化は進行し、すでに多くの地域において、若年人口の減少により地域経済の活力が奪われ、人口流出に拍車がかかるとともに、雇用情勢をはじめとする生活への不安感が拡大しており、親子のふれあう時間の減少やネグレクトなどの児童虐待の増加、いじめや不登校の問題、さらには地域社会での連帯感の希薄化、ひきこもりをする者の年齢上昇等による家庭内暴力の社会問題化などは後を絶たず、子どもを育む環境には依然として厳しいものがあります。
- こうしたことから、今後5年間を見据えた「未来っ子いきいき応援プラン」の改定に当たっては、少子化対策を国家的課題と位置づけ、国と地方が総力を挙げて少子化対策の抜本強化に取り組むことが必要との基本的な認識の下に、京都府としても、少子化問題に対して、取り得る手段は全て講じるとの決意をもつて、結婚から妊娠・出産、子育てまで切れ目のない総合的な少子化対策に取り組むとともに、子ども・子育て支援新制度の本格施行と相まって、子ども・子育て家庭を社会全体で支援していく仕組みをつくり、総合的・計画的に施策を推進していくこととします。

2 計画の期間

本計画は、平成27年4月から平成32年3月までの5年間とします。

3 計画の位置づけ

本計画は、京都府子育て支援条例に基づく基本計画です。

また、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業支援計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「都道府県行動計画」、児童福祉法に基づく「保育に関する計画」、母子及び寡婦福祉法に基づく「母子家庭等自立促進計画」としての性格も併せ持っています。

なお、本計画の社会的養護の施策に関する事項については、児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について策定した「都道府県推進計画」と関連しているものです。

子ども・子育て支援事業支援計画に基づく区域設定については、以下のとおりとします。

<u>1号認定(満3歳以上の子どもで、教育標準時間認定を受けた子ども)</u>	<u>府 全 域</u>
<u>2号認定(満3歳以上の子どもで、保育認定を受けた子ども)</u>	<u>保健福祉圏域</u>
<u>3号認定(満3歳未満の子どもで、保育認定を受けた子ども)</u>	

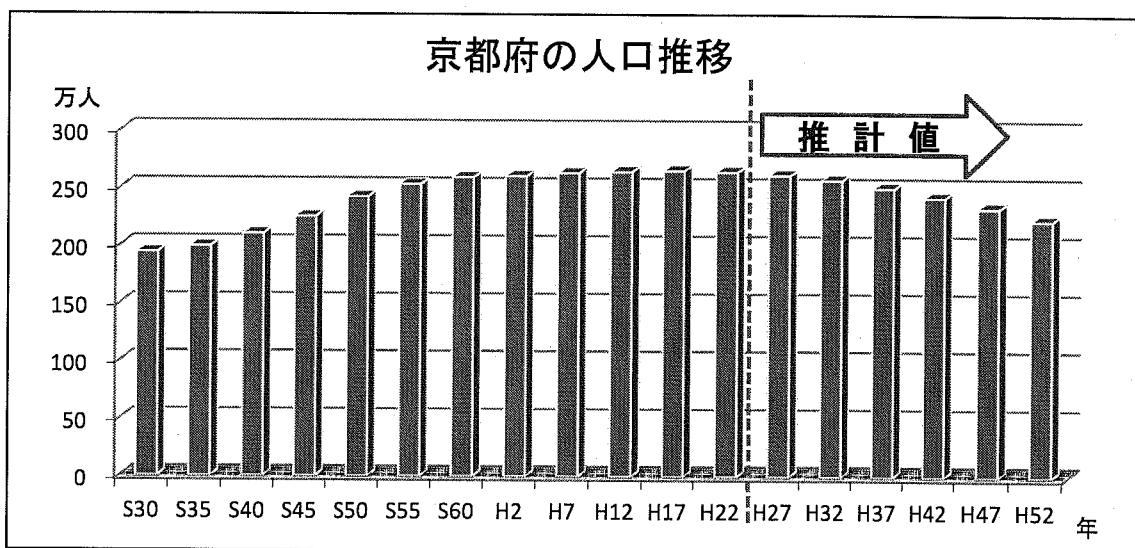
Ⅱ 少子化・子育ての現状

1 少子化の動向

① 人口の推移

国勢調査にみる全国の総人口は、平成22年10月1日時点で1億2,806万人ですが、ここをピークとして長期の人口減少過程に入り、平成60年には1億人を割り込むことが見込まれています。

京都府においては、平成7年調査以降ほぼ横ばいの状況でしたが平成22年には減少に転じています。今後は全国の傾向と同様に減少を続け平成37年には250万人を割り込み、平成52年には222万人になると予想されています。



S30～H22: 総務省「国勢調査」

H27～H52: 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」

② 出生数等の推移

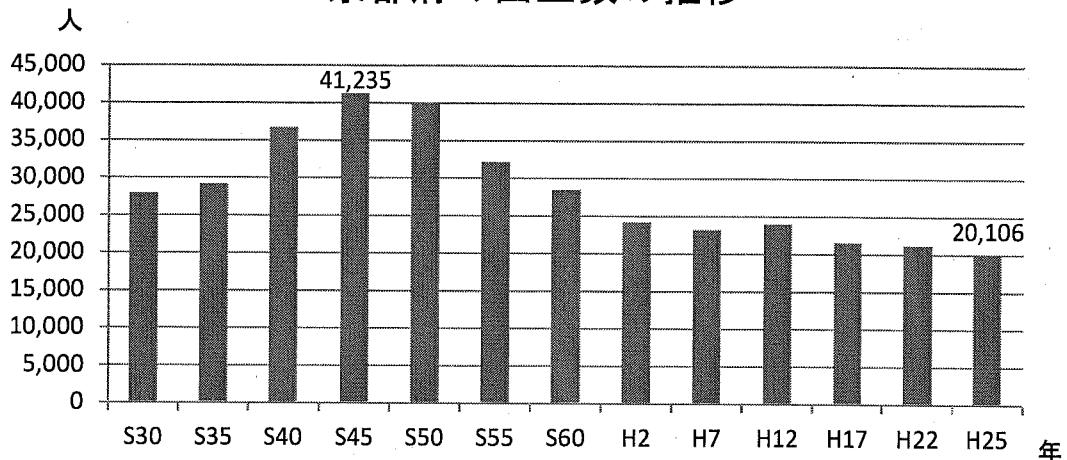
京都府内の出生数は、昭和45年頃からほぼ一貫して長期的な減少傾向にあり、平成25年には昭和45年の半分以下になりました。

また、合計特殊出生率についても、京都府においては昭和45年頃から低下を続け、平成17年頃からはわずかな上下はあるものの低い位置で横ばいの状況となっています。

全国的な合計特殊出生率の推移をみると、平成17年頃から緩やかに上昇しています。京都府の値は一貫して全国値を下回っていますが、特に平成17年時点で0.08だった全国値との差は徐々に開き、平成25年時点では0.17にまで広がっています。

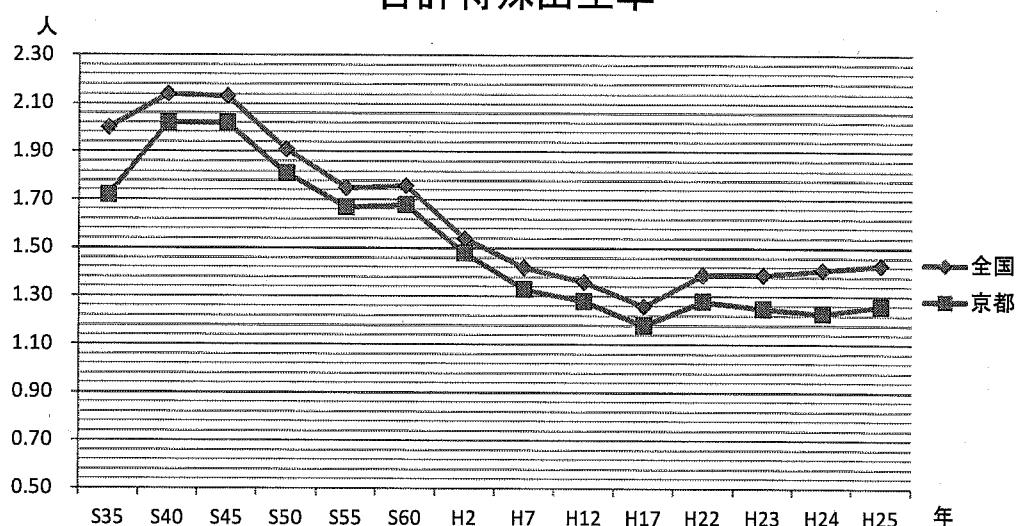
人口維持には合計特殊出生率2.07が必要といわれていますが、京都府、全国とともに、その差は大きく開いたままであります。

京都府の出生数の推移



厚生労働省「人口動態統計」

合計特殊出生率



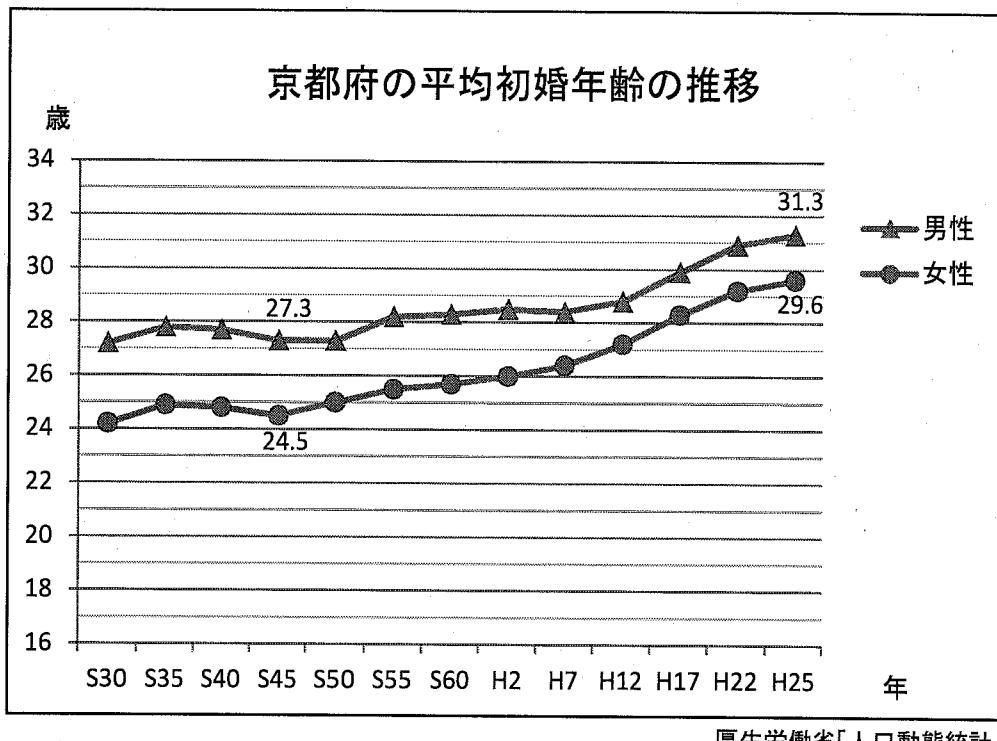
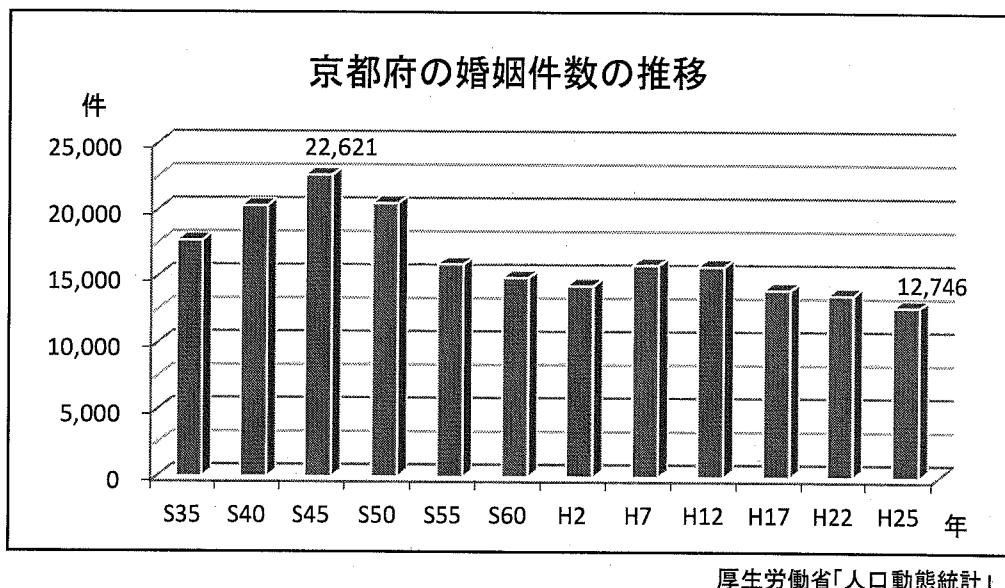
厚生労働省「人口動態統計」

	S35	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H23	H24	H25
全国	2.00	2.14	2.13	1.91	1.75	1.76	1.54	1.42	1.36	1.26	1.39	1.39	1.41	1.43
京都	1.72	2.02	2.02	1.81	1.67	1.68	1.48	1.33	1.28	1.18	1.28	1.25	1.23	1.26

③ 結婚をめぐる動向

京都府における婚姻件数は、昭和45年頃をピークに大きく減少し、一時的な増加があったものの平成25年には昭和45年の半数近い件数となっています。同様の傾向は、京都府だけでなく全国統計でもみられます。

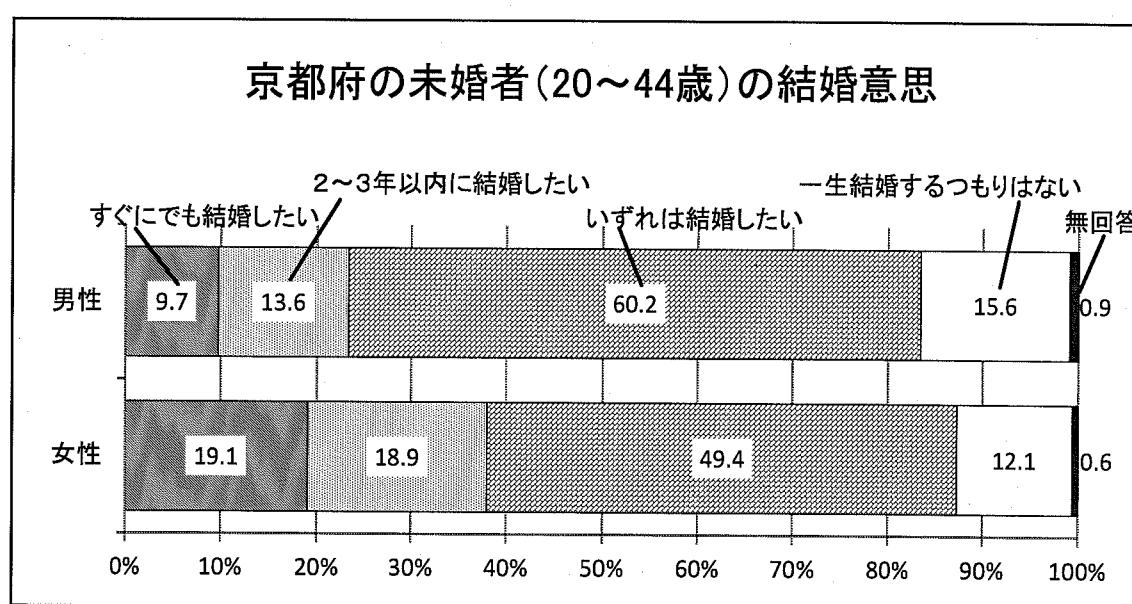
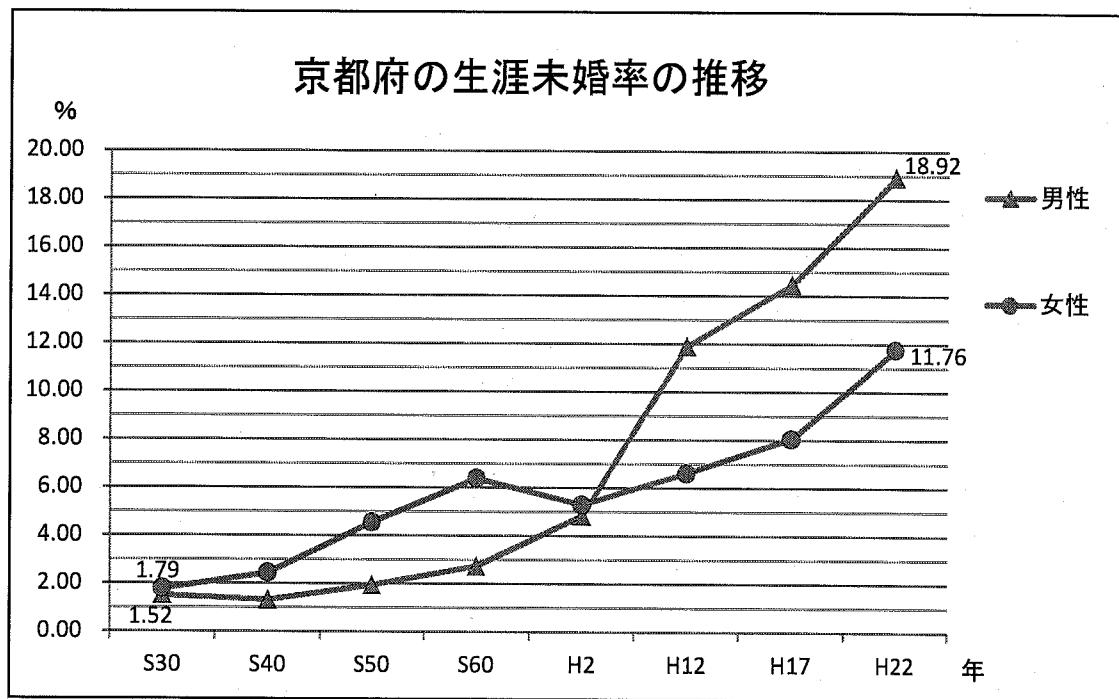
また、京都府における「平均初婚年齢」は男女ともに昭和45年頃から上昇を続けており、平成25年で男性が31.3歳（昭和45年比で+4.0歳）、女性が29.6歳（昭和45年比で+5.1歳）に達しています。全国においても同様の上昇傾向がみられ、平成25年で男性が30.7歳（昭和45年比で+3.8歳）、女性が29.3歳（昭和45年比で+5.1歳）となっています。



京都府における生涯未婚率は上昇を続けています。昭和30年と平成22年を比べると、男性は1.52%から18.92%、女性は1.79%から11.76%といずれも大幅に上昇しており、特に男性は女性の2倍近い伸び率となっています。

全国値をみると、平成22年で男性が20.14%、女性が10.61%といずれも京都府と比べて1%程度の差であり、昭和30年からの推移もほぼ同様の上昇傾向にあります。

生涯未婚率が上昇を続ける一方、京都府の20～44歳の未婚者で結婚する意思を持つ人の割合は、男性が83.5%、女性が87.4%と高い水準にあります。

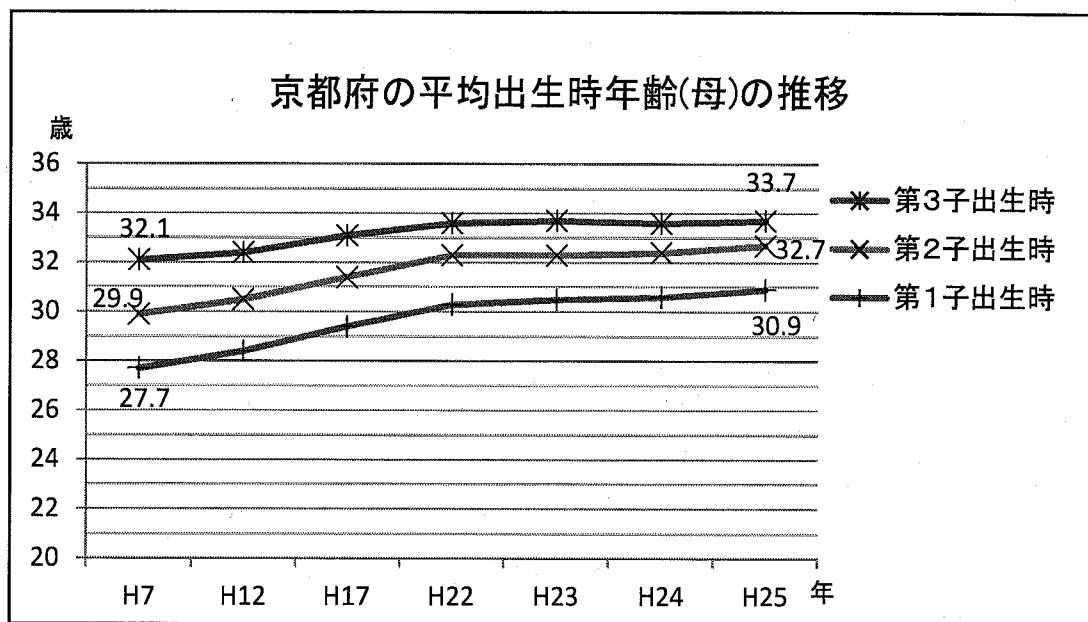


京都府「京都・少子化要因若者実態調査」2014年

④ 出産をめぐる動向

近年の京都府における女性の「平均出生時年齢」は一貫して上昇傾向にあり、平成7年に27.7歳であった第1子出生時の平均年齢が平成25年には30.9歳と、18年間で3.2歳も上昇しています。これは、同時期における女性の「平均初婚年齢」の上昇(平成7年から平成25年で3.2歳上昇)と同じ値であり、結婚する年齢の上昇とともに出産する年齢が高くなっていると考えられます。

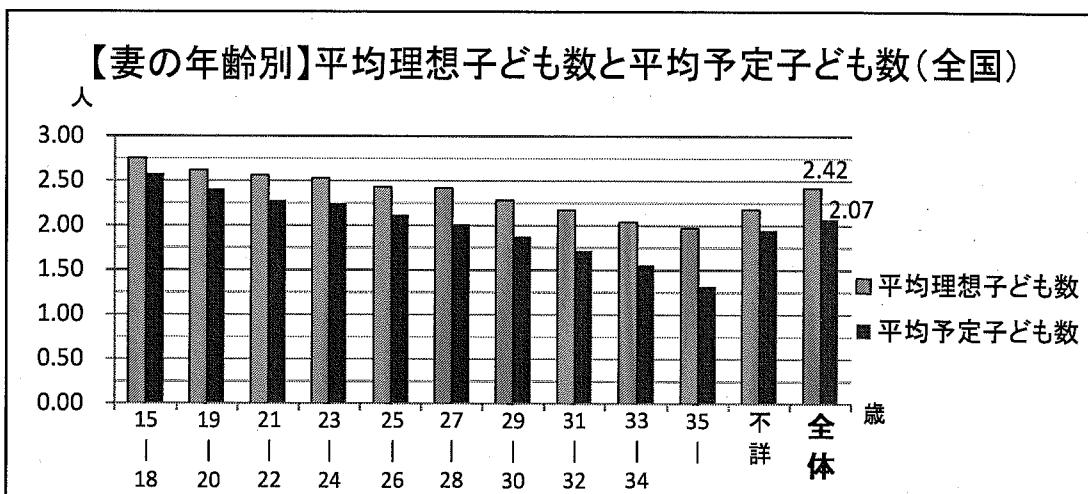
全国においても、女性の「平均出生時年齢」は女性の「平均初婚年齢」と同様の上昇傾向を示しています。



厚生労働省「人口動態統計」をもとに作成

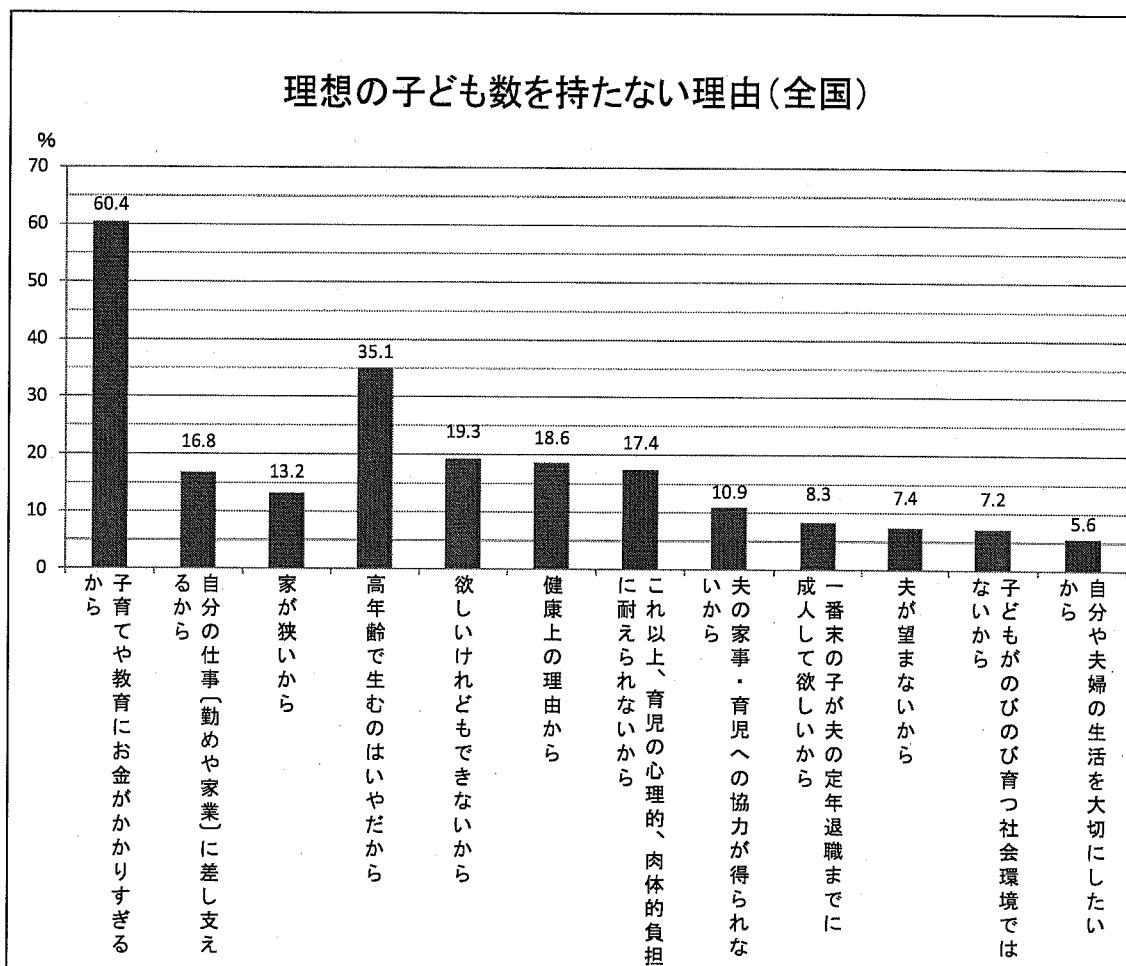
「理想子ども数」を妻の年齢別にみると、妻の年齢が上昇するにしたがって理想人数の平均は減少しています。「予定子ども数」も同様に、妻の年齢の上昇とともに減少しています。

また、すべての年齢で「予定子ども数」の平均が「理想子ども数」の平均を下回っており、予定と理想の乖離は「25～26歳」の0.31から「35歳～」では0.64と倍以上になるなど、妻の年齢が上昇するにつれて大きくなっています。



国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査(夫婦調査)」2011年をもとに作成

理想の子ども数を持たない理由で、最も多いのが「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」と経済的要因であり、次いで「高年齢で生むのはいやだから」と年齢的要因があがっています。また、不妊や育児への負担、仕事への支障なども一定割合を占めています。



国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査(夫婦調査)」2011年

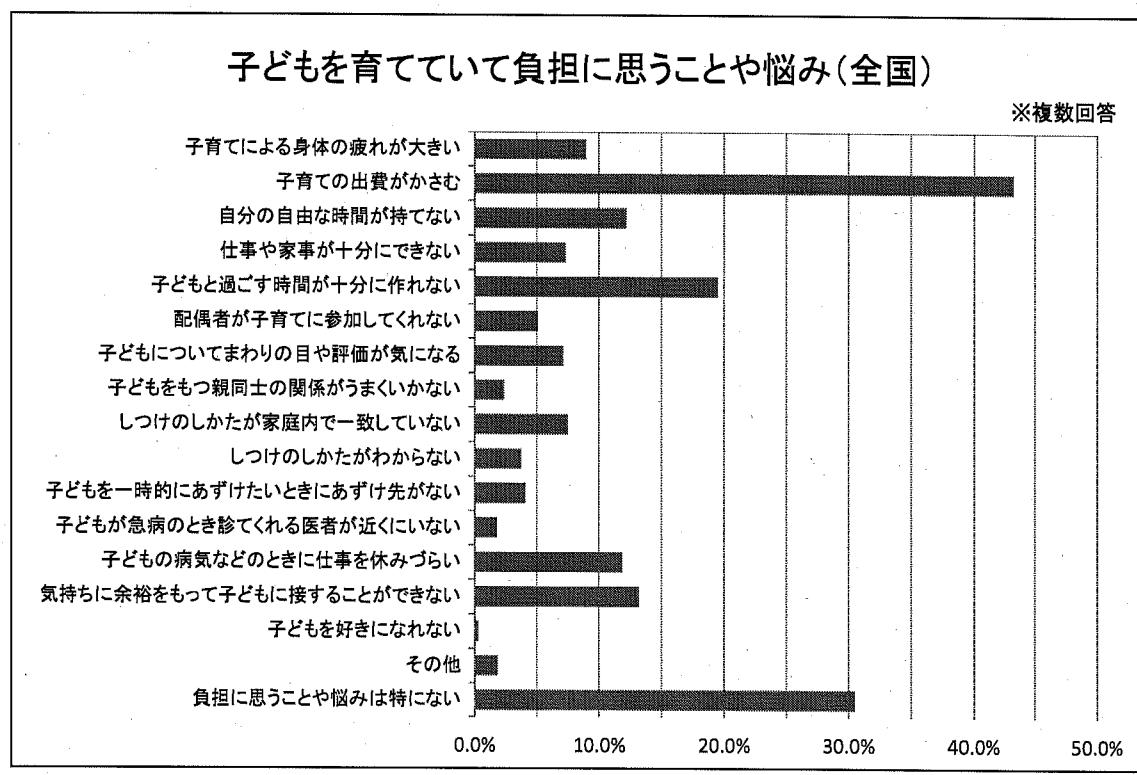
2 子育ての状況

① 子育ての負担や悩み

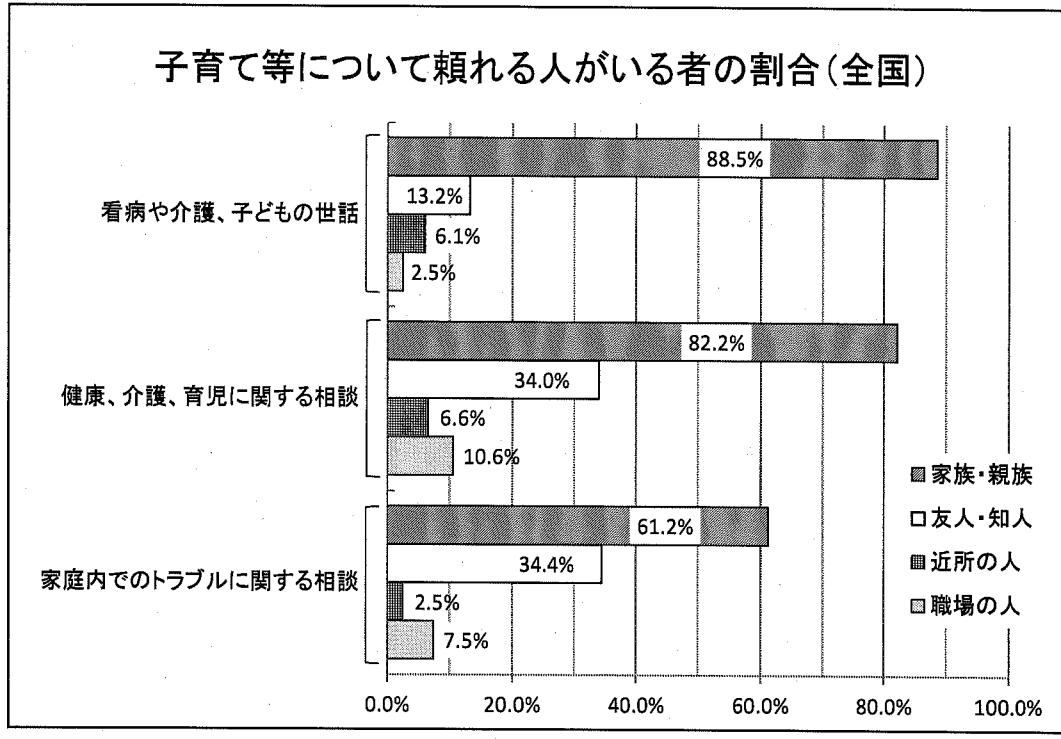
子どもを育てていて負担に思うことや悩みをみると、「子育ての出費がかさむ」ことについて43.3%の人が負担や悩みを抱えています。一方で「負担に思うことや悩みはない」と答えた人が30.5%おり、子育てに対する負担や悩みを持つ人にとって、経済的要因は大きな割合を占めていると考えられます。

経済的なもの以外に、「子どもと過ごす時間が十分に作れない(19.5%)」「自分の自由な時間が持てない(12.2%)」「気持ちに余裕をもって子どもに接することができない(13.2%)」と時間や気持ちの余裕がないことを負担や悩みとする人も多くみられます。また、「子どもの病気などのときに仕事を休みづらい」と、育児と仕事の両立に悩む人が、11.9%います。

子育て等について頼れる人がいる者の割合をみると、各項目で「家族・親族」を頼る人が多くいる一方、「近所の人」については各項目とも低い値にとどまっており、地域のつながりがあまり強くない状況がわかります。



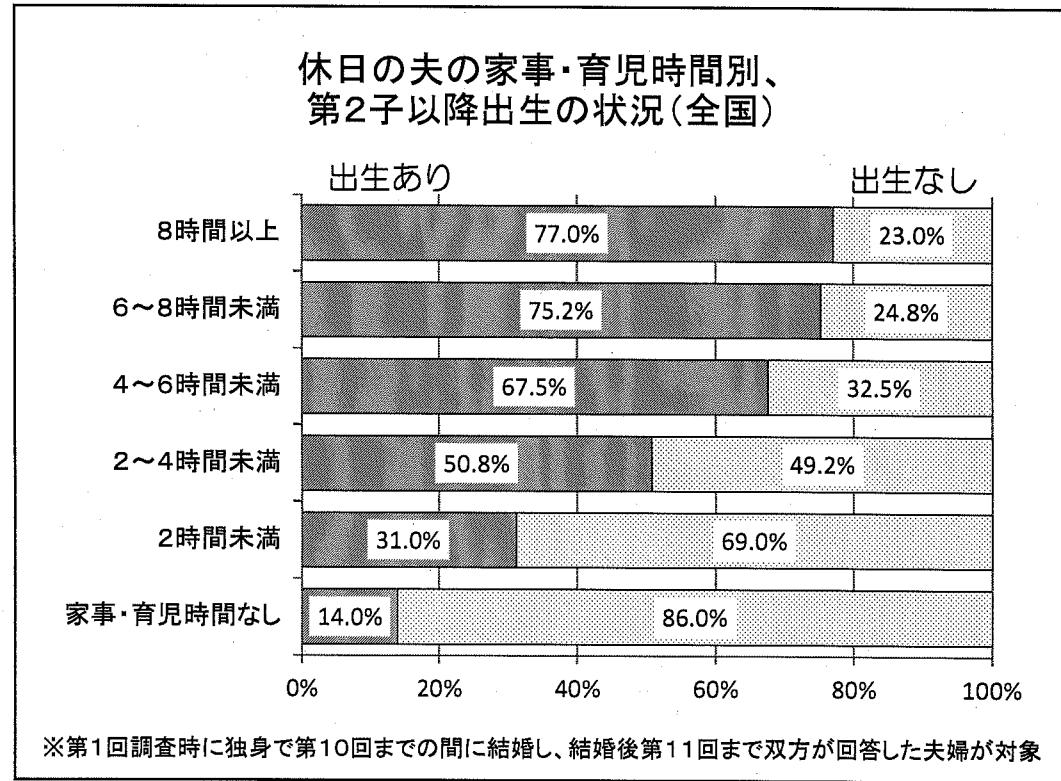
厚生労働省「第12回21世紀出生児縦断調査(平成13年出生児)」2013年



国立社会保障・人口問題研究所「2012年社会保障・人口問題基本調査」

② 夫の家事・育児時間とこども数

夫の休日の家事・育児時間と第2子以降の出生の状況をみると、夫の家事・育児時間が長い世帯では第2子以降の生まれる割合が高くなっています。

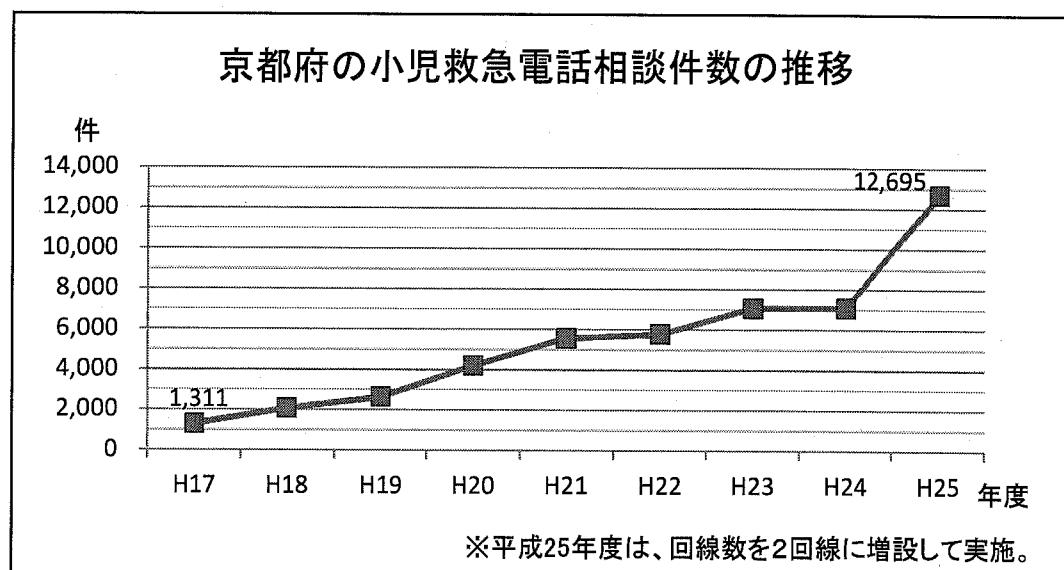


厚生労働省「第11回21世紀成人者縦断調査(平成14年成人者)」2012年

③ 小児救急電話相談 (#8000) の状況

主に夜間の子どもの病気等に対する保護者からの電話相談件数は、増加傾向にあります。

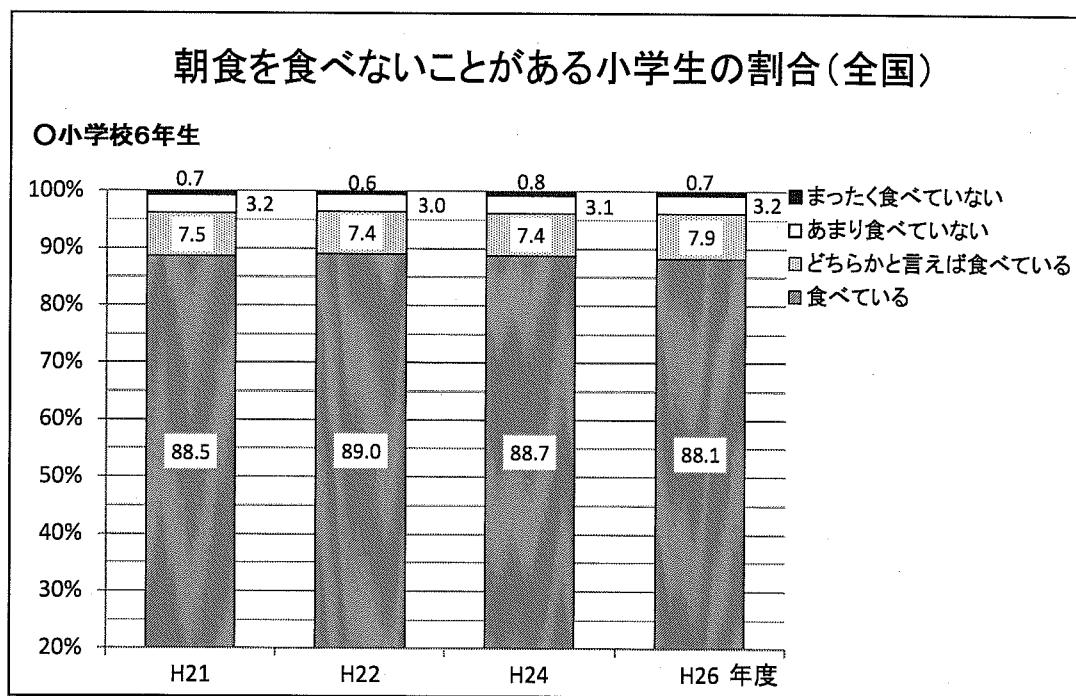
平成25年度以降は、相談時間帯を拡大するとともに回線数を一部増設するなど、増加するニーズへの対応を行っています。



京都府健康福祉部調べ(平成26年度)

④ 子どもの生活習慣（朝食）の状況

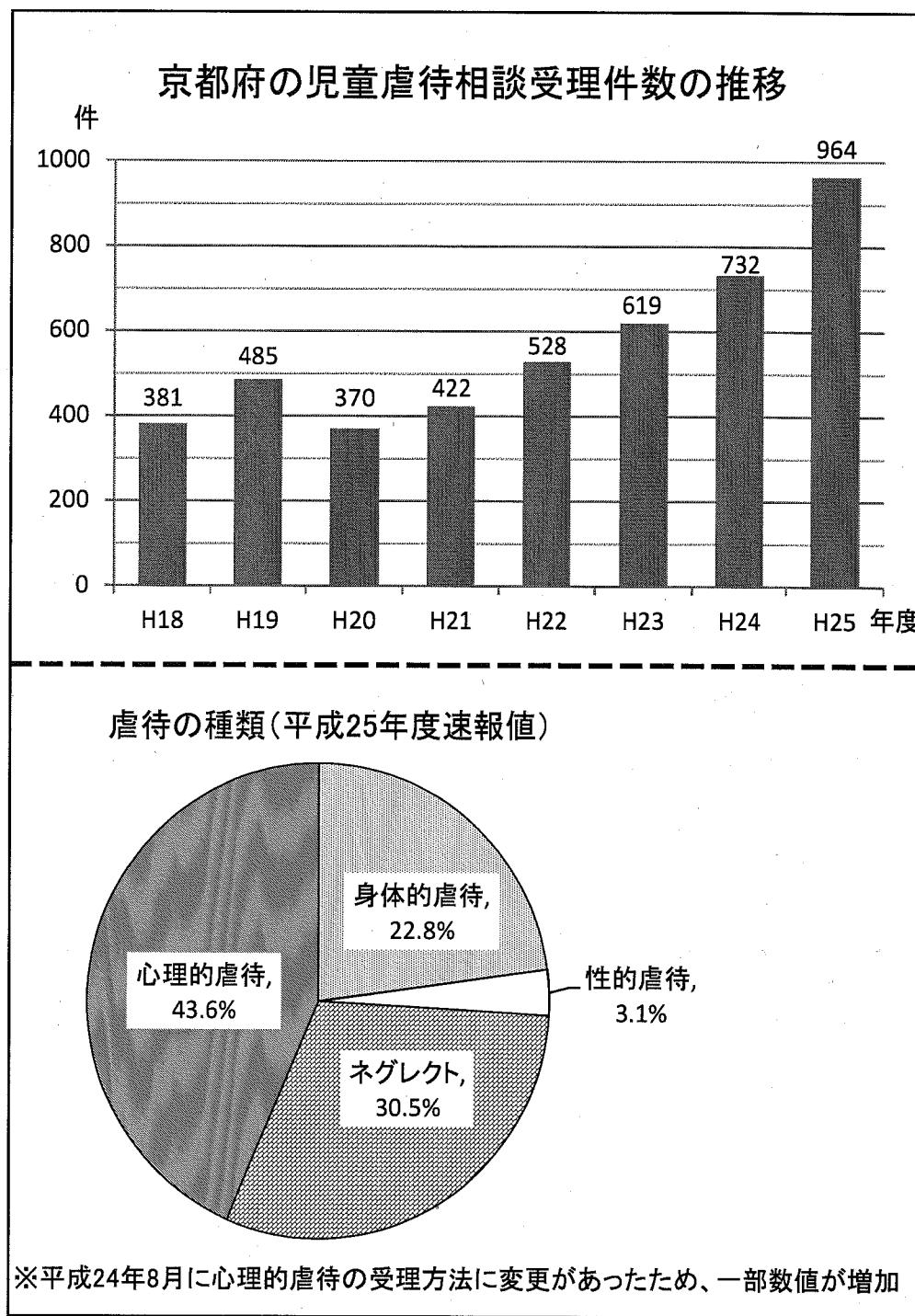
子どもの生活習慣について全国的な小学校6年生の朝食摂取状況の推移をみると、平成21年度から大きな変化はないものの、わずかに「食べている」から「どちらかと言えば食べている」へと、割合が動いていることがわかります。



文部科学省「全国学力・学習状況調査」をもとに作成

⑤ 児童虐待をめぐる動向

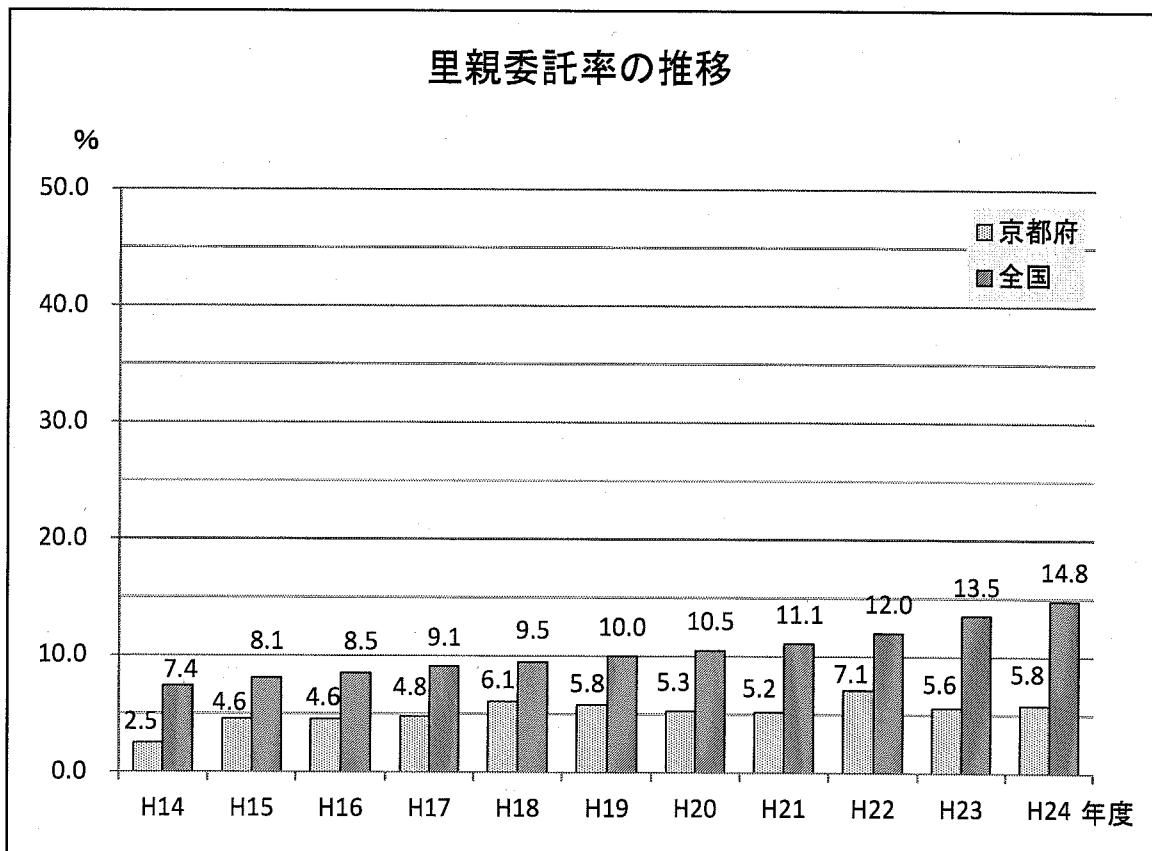
京都府における児童虐待の件数は増加を続けており、平成25年度(速報値)には平成18年度の2.5倍に達しています。その内容は、平成25年度(速報値)で心理的虐待が43.6%、ネグレクト(養育保護の怠慢・拒否)が30.5%、身体的虐待が22.8%となっています。



京都府健康福祉部調べ

⑥ 里親をめぐる状況

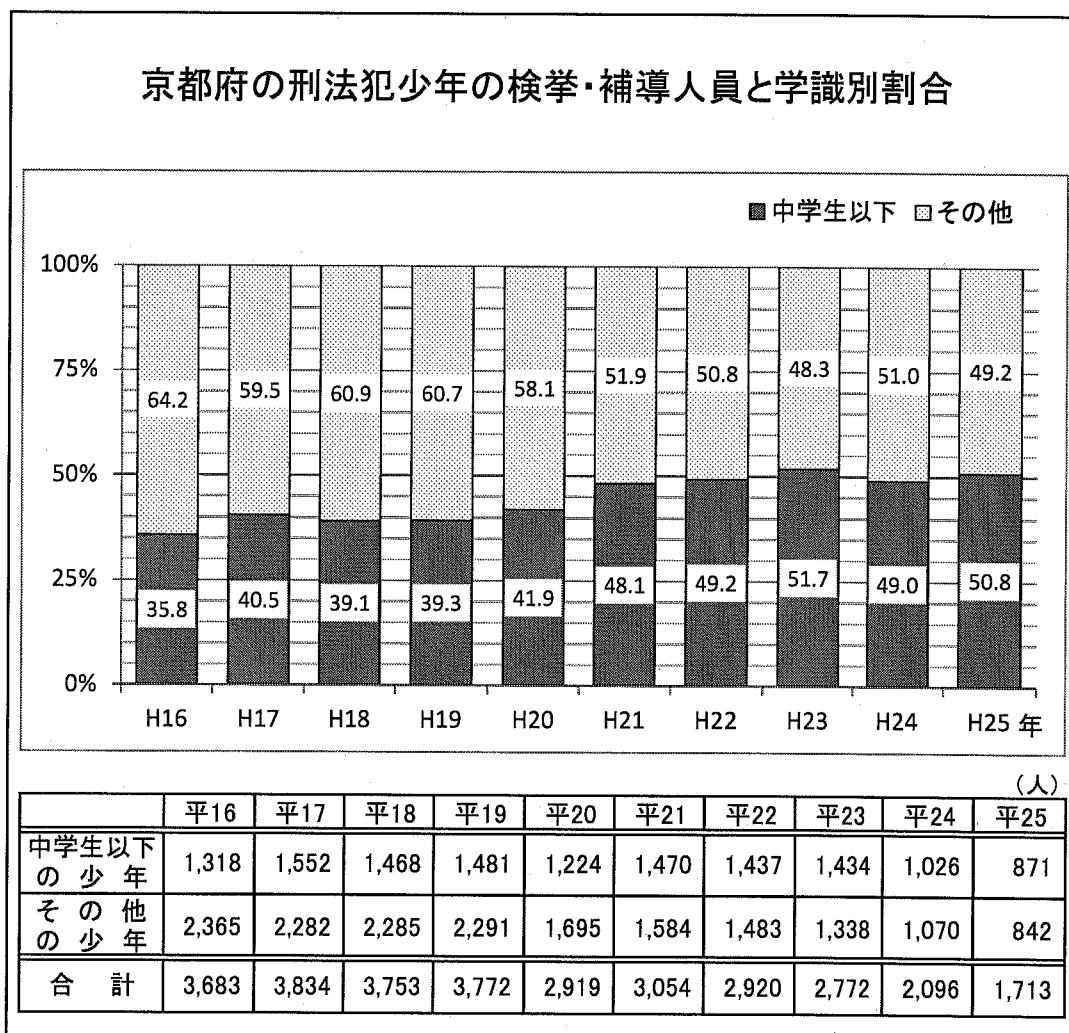
里親委託率について、全国平均の推移をみるとゆるやかな増加傾向にありますが、京都府はほぼ横ばいであります。京都府は全国平均と比べ低い委託率で推移しています。



「福祉行政報告例」及び健康福祉部調べ

⑦ 子どもによる非行の動向

京都府の少年非行の特徴としては、低年齢化が挙げられます。刑法犯の検挙・補導人員を学識別でみると、中学生以下の少年の占める割合は増加傾向にあり、平成25年には半数以上に達しています。

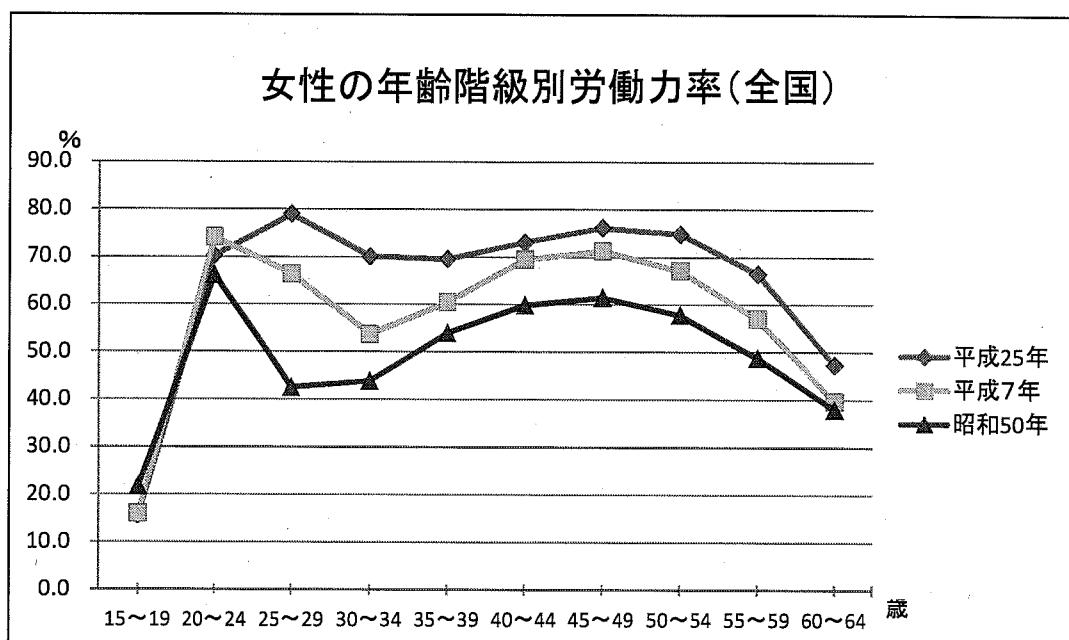


京都府警察「京都における少年非行の状況」より

3 就労の状況

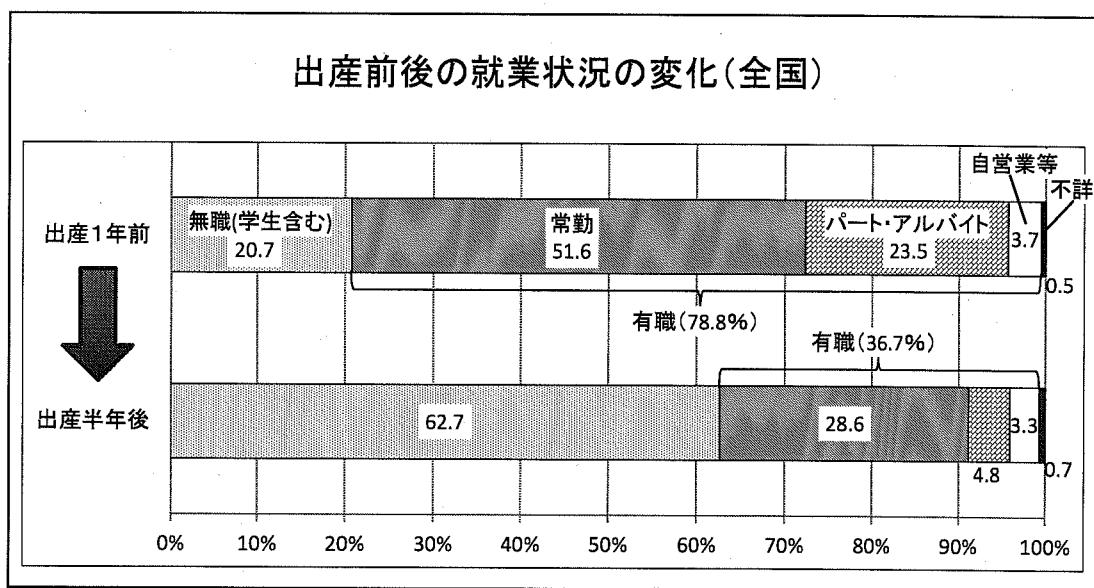
① 女性の就労をめぐる動向

年齢層別に見た女性の労働力率の推移をみると、昭和50年には50%未満であった25歳から34歳までの労働力率が、平成25年には70%以上となり特徴的であったM字カープの「窪み」が傾向的に浅くなっています。同時に、M字の底となる年齢階級が次第に高くなる傾向も見られ、結婚・出産年齢の上昇や未婚化が従来の労働力率の特徴に変化を生じさせていることが考えられます。



総務省「労働力調査(基本集計)」をもとに作成

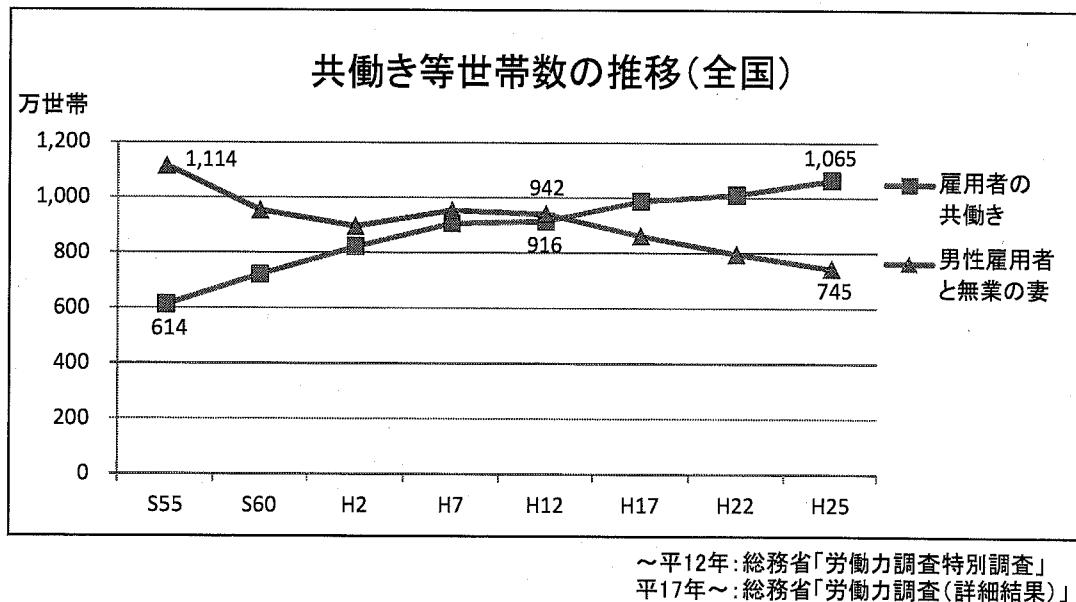
一方で、「平成22年度に出産を経験した女性」の有職率を出産前後で比べてみると、「出産1年前」に78.8%であった有職率が「出産半年後」には36.7%に半減しています。このことから、女性の就労状況については、仕事と出産・育児の二者択一の傾向が続いていることがわかります。



厚生労働省「第1回21世紀出生児縦断調査(平成22年度出生児)」

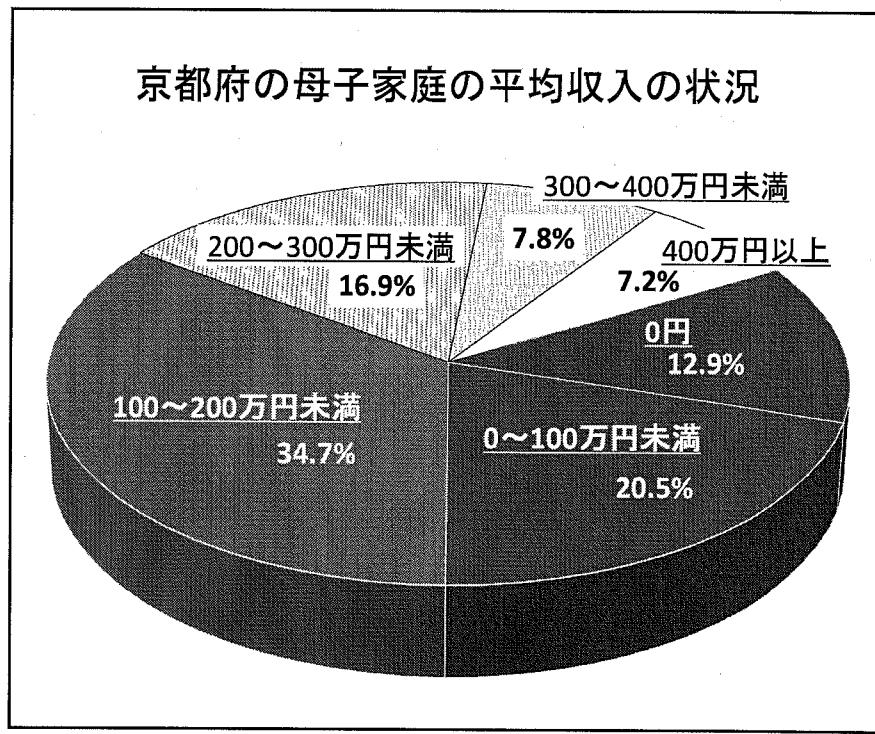
② 共働きの状況

雇用者の共働き等の世帯数は増加を続けている一方、男性雇用者と無業の妻の世帯数は減少を続けており、その差は開き続けています。



③ 母子家庭における就労収入の状況

京都府においてひとり親家庭は増加を続けており、その大半が母子家庭です。母子家庭の平均収入をみると、200万円未満である世帯が68.1%と3分の2以上であり、多くが厳しい経済状況であることがわかります。

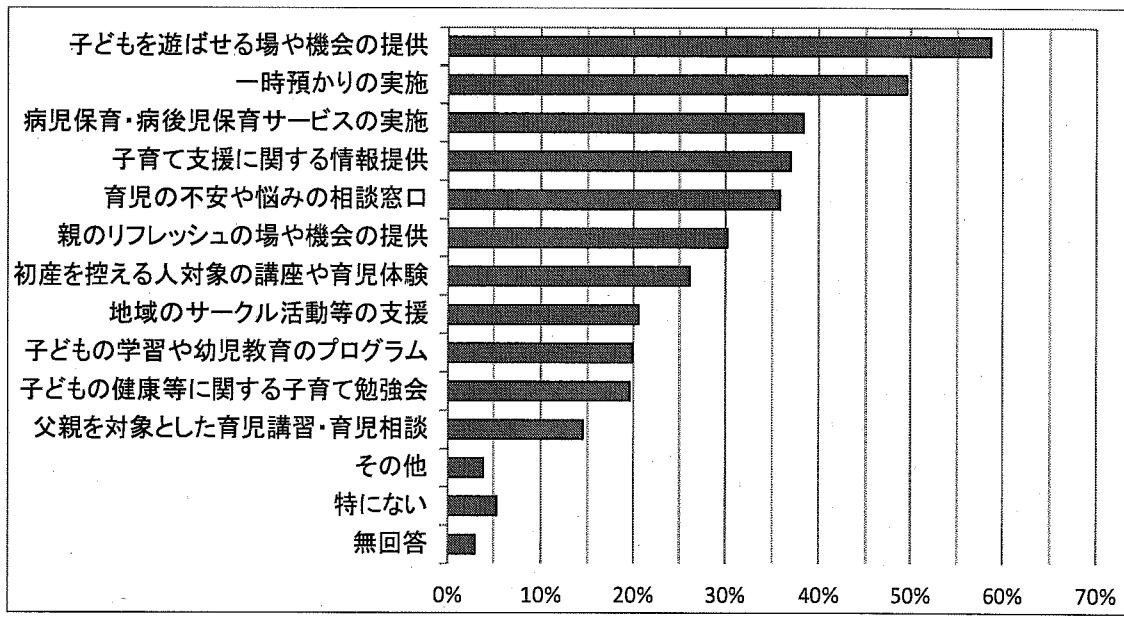


京都府健康福祉部調べ(平成23年度)

4 子育て世代が望む支援

府内の20～44歳男女への調査では、充実を希望する子育て支援サービスとして、男女ともに「子どもを遊ばせる場や機会の提供」が最も多く、全体で58.6%の希望があります。次いで「一時預かりの実施」「病児・病後児保育サービスの実施」「子育て支援に関する情報提供」「育児の不安や悩みの相談窓口」「親のリフレッシュの場や機会の提供」が続いています。

子育て支援サービス充実の希望(京都府の20～44歳)



京都府「京都・少子化要因若者実態調査」2014年

III 計画の基本理念と基本的視点

1 基本理念

次代を支える若い世代が希望を叶え、安心して結婚し、子どもを産み育てる
ことができる環境、子どもが健やかに育つことが喜びあえる社会の実現

2 基本的視点

- 次代を支える子どもの育成と、子育ての基本となるすべての家庭への支援
- 結婚、妊娠、出産、子育ての全ての場面で切れ目のない充実した支援を府・
市町村はもとより、保育所・幼稚園・学校、地域社会や企業などが世代を超えて連携・協働する、社会全体の取組として推進
- 子どもの権利が尊重されるとともに、その最善の利益が考慮され、次代の親となるものとの認識のもと、長期的視野に立った子どもの健全育成の推進

IV 少子化対策・子育て支援策の推進体制

【オール京都体制での戦略づくり】

▶ 京都少子化対策総合戦略会議や地域戦略会議による抜本的な少子化対策の実施 【新規】

- 噴緊の課題である少子化対策については、人口減少問題として早急かつ抜本的な改革が求められていることから、学識経験者等を委員に加え、京都少子化対策総合戦略会議を核に、各広域振興局毎に設置する地域戦略会議とも連携を図りながら、地域の特性や実態を踏まえた抜本的な少子化対策を実施します。

▶ 少子化対策条例の制定 【新規】

- 未婚化・晩婚化・少産化を主な要因とする少子化への対策について、婚活から子育てまでの総合的かつ継続的な支援と、少子化を今日的な社会問題として捉え、個人、地域社会、行政、企業等、多様な視点で見直し、子どもの存在の価値と大切さ、今後の社会のあり方等をオール京都で考え、未来の京都府をつくりあげる気運の醸成やそれを支える仕組みをつくるための基本条例を制定します。

▶ 少子化・子育て支援について考える府民運動の推進 【新規】

- 少子化を今日的な社会問題と捉え、個人、地域社会、行政、企業等、多様な視点で見直し、子どもの健やかな育みを社会全体で考える第一歩にするとともに、各主体が少子化を最重点課題と認識し、創意工夫を凝らした対策を府内各地で実施・継続できるよう、オール京都体制で少子化対策を推進します。

V 重点施策

1 出会い・結婚の土台づくり

【結婚・生活支援体制の構築】

▶ 若者の出会い・結婚から就労、住宅斡旋等少子化改善に必要なサービスを総合的に支援する拠点を整備【新規】

- 結婚を希望する独身男女の出会いの場の創出のみならず、生活に不可欠な仕事や住居等の情報も提供するなど総合的にサポートします。

【結婚しやすい環境づくり】

▶ 結婚を支援する個人や団体のネットワーク化の推進【新規】

- 結婚を望む人が結婚できる環境づくりのため、婚活支援団体等からなる「きょうと婚活支援ネットワーク会議」のネットワーク機能を強化(メンバー増、情報発信力強化等)することにより、出会いの場の確保などして、結婚を望む人が結婚できる環境を整備します。

▶ 身近な相談体制の構築【新規】

- 出会いや結婚に関する個別相談に対応できる「婚活マスター」の養成や婚活支援団体への活動支援を行うことにより相談体制を構築します。

▶ 婚活支援活動に対する支援の充実【新規】

- 安心で幅広い出会いの場を創出する団体の活動や、婚活マスターの婚活支援活動を支援します。

2 はじめての妊娠・出産に向けての土台づくり

【こども総合ステーションの設置】

▶地域の妊娠・出産・子育てのワンストップ窓口の設置【新規】

- 市町村と連携して妊娠から出産・育児に至る総合相談・支援事業の拠点づくりを進め、母子保健と子育て支援施策を切れ目なく提供します。また、母子保健と子育て支援の専門職員を配置し、訪問型の支援を含むプランを作成し、関係機関と連携してきめ細かい支援を実施していきます。

▶産前・産後ケアを支える新たな人材の確保【新規】

- 妊産婦や家族の状況、支援ニーズを踏まえ、個々の状況に応じた支援をプランニングできる産前・産後ケア専門員を養成します。
- 妊産婦及び新生児の時期特有の支援が必要であるため、母体及び乳幼児に対する適切なケアや家事支援などをを行うことができる産前・産後訪問支援員を養成します。
- 産後ケア専門員のうち専門性に長けた者が、スーパーバイザーとして、他の産後ケア専門員を指導、助言し、地域のネットワークづくりを進めます。

【母子保健医療提供体制の充実等】

▶安心して出産ができる周産期医療提供等の充実・強化【継続】

- 緊急を要する妊産婦や新生児に適切に対応するため、総合周産期母子医療センターと地域の周産期医療二次病院等を中心とした受入体制の整備を図るとともに、近畿府県との連携を含めた搬送調整システムの充実(コーディネイト体制の充実)を図り、周産期医療体制を強化します。

▶妊娠・出産・子育て期における母子保健体制の充実【拡充】

- 望まない妊娠に係る相談を含め、妊娠・出産などに伴う悩みや健康不安等について、関係機関や支援団体と連携し相談体制の充実を図ります。また、不妊で悩む人に対する専門的な相談指導や情報提供による精神的なケアを実施します。
- 妊婦の健康管理の充実等を図るため、妊婦健康診査の普及、支援を行います。

- 子どもの事故防止や応急処置などに対する啓発を行い、子どもの怪我や病気の予防に取り組みます。
- 小児慢性特定疾病児童等の医療費の負担を引き続き軽減するとともに、慢性疾患時の特性を踏まえた健全育成・社会参加の促進、地域の関係者が一体となった自立支援体制の充実を図ります。

▶ **小児救急の電話相談・受入体制の充実・強化【継続】**

- 看護師や医師による急な子どもの病気等に係る電話相談体制の充実を図るとともに、小児科医によるオンコール対応も含め、地域の実情に応じた小児患者の救急受入体制を充実・強化します。また、奨学金制度等を活用し、小児科医や産婦人科医等の地域の医療機関での従事を促進します。

▶ **在宅療養児を支える地域支援体制の充実・強化【新規】**

- 地域で在宅療養を行う児童と家庭に対し、医療的ケアを含めて必要な支援を担う医師・看護師や福祉関係者のネットワークの整備を図るなど、在宅療養を支える地域の基盤づくりを促進します。

【不妊症及び不育治療に対する支援】

▶ **全国トップクラスの不妊治療等の支援を実施【新規】**

- 不妊治療に係る経済的な負担を軽減するため、特定不妊治療助成制度について、国の制度改正後も引き続き助成回数を維持するとともに、一般不妊治療助成制度を拡充し、男性不妊に係る保険適用外治療の助成を拡大することで、全国トップクラスの不妊治療助成制度を実施します。
- 不育治療に係る経済的な負担を軽減するため、一般不妊治療助成制度を拡充します。

【結婚・妊娠等のライフデザインを考え、学ぶ機会を提供】

▶ 中学校・高等学校での乳幼児との触れ合い体験授業を実施 【新規】

- 次代を担う中学生・高校生が乳幼児と触れ合う体験等を通じて、家族の大切さや妊娠・出産・子育ての意義を学ぶとともに、ライフデザインの重要性を認識する機会を設けます。

▶ マンガやアプリ等を活用し、若者に対するライフデザインの重要性を啓発 【新規】

- 「学生の街・若者の街京都」の特性を活かし、若者に対して、マンガやアプリを活用して、「結婚・妊娠・出産・育児」の基礎知識やライフプランの重要性を、小・中学生の頃から教育委員会とも連携しながら啓発します。

▶ 思春期の保健対策の推進 【継続】

- 児童・思春期に係る精神科専門診療による思春期対策を推進するとともに、妊娠・出産に係る正しい知識の普及を図るほか、性感染症のまん延防止のため、利便性に配慮した検査、相談の実施など、予防及び早期発見、早期治療を推進します。

3 子育て環境の土台づくり

【子ども・子育て支援新制度の円滑な導入】

▶ 新制度の本格実施を起点とした子育て支援環境の更なる充実 【新規】

- 市町村が実施したニーズ調査を踏まえ、NPOや地域の住民等と連携し、地域の実情に応じた形で子育て支援の環境整備を促進します。

▶ 多様な子育て支援につなぐコンダクターの配置 【新規】

- 各地域で、保護者や子どもに適切な支援が提供されるよう子育て支援コンダクターの設置を促進します。

▶ 市町村と連携した計画的な施設整備・多様な保育等の充実 【新規】

- 幼保連携型認定こども園の認可、その他認定こども園の認定については、地域のニーズや事業者の意向を踏まえ、「各市町村が必要と見込む数」を基本に、府が設定する各区域ごとに広域的な調整を行い進めています。
- 年度途中の保育所待機児童の解消も含め、市町村と連携し、保育所等の整備を進めるとともに、新たに創設される小規模保育や家庭的保育事業等きめ細やかな取組を推進します。
- ニーズ調査を踏まえ、市町村と連携して、休日・夜間保育、病児・病後児保育、一時預かりなどの多様な保育や子育て支援サービスの充実を図るとともに、ファミリーサポートセンターなど、地域における活動の充実を図ります。
- 市町村と連携して、子育てに不安を感じる保護者の孤立防止を図るために「親育ち」の取組を推進し、保護者と保育所が協働して行う交流事業などにより協働関係の構築を図ります。

▶ 教員・保育士の確保・定着・資質向上 【新規】

- 施設等の整備により必要となる人材の確保を図るため、養成校卒業者の府内施設への就業を促進するとともに、教育・保育経験者の再就業や定着のための支援を行います。また、従事者研修等を通じた資質向上の取り組みの充実を図ります。

- 保育士有資格者の保育現場への再就業を支援するため、求人情報の提供、円滑な復帰を図るための研修等の充実を図り、人材の確保・定着を図ります。【新規】
- 幼児期の教育・保育の質を向上するために、保育士・幼稚園教諭が相互の知識等を身につけられるよう、取組を推進します。【新規】
また、保育士等の研修機会の充実により、資質の向上を図ります。【継続】
- 保育所職員と学生の交流研修事業の実施に加え、保育団体が、夏休み期間中に実施する高校生の保育所における職業体験事業の実施に協力し、府内の教育・保育施設への就業を促進します。

▶ 幼稚園や保育所が更に機能を発揮できる支援施策の提供 【新規】

- 地域の子育て支援の拠点施設である幼稚園や保育所が入園者だけでなく在宅で子育てを行う親に対し更に専門機能を発揮できるよう支援します。

▶ 総合的な放課後児童対策の充実・強化 【拡充】

- 全ての就学児童が放課後を安心・安全に過ごせるように、指導員に加え、多彩な活動・運営を支える人材の育成等と、放課後対策の充実に取り組みます。【新規】
- 放課後児童クラブや放課後子供教室に参画する方の更なる資質の向上を図るため、新たに実施する「放課後児童支援員資格認定研修(仮称)」や、現在実施している「指導者等研修会」を、子どもはもとより、親・保護者への支援の視点を含め取り組みます。
- 共働き家庭など留守家庭を対象とした「放課後児童クラブ」と、地域住民と様々な体験・交流活動に取り組む「放課後子供教室」の連携を促進し、総合的な放課後や土・日等の対策を充実します。【継続】
- 放課後対策の実施主体である市町村が、「放課後子ども総合プラン」を踏まえ、地域の様々な資源を活用し展開できるよう、福祉部局と教育委員会との連携強化を図りつつ、現行の「推進委員会」を実行力のある体制に拡充し、府内における放課後対策事業の総合的な在り方等について検討します。

【総合的な保育所整備の推進】

► 24時間保育の実施や地域の医療機関との連携の下、子育て経験者が、病児・病後児を預かり、共働き家庭等を支援する仕組みを構築 【新規】

- 24時間保育の実施や地域の高齢者等子育て経験者を対象に、病児・病後児を安心して預けられる者を養成・認定するなどして、地域の共働き家庭等を支援する仕組みを構築します。

【医療費助成の拡充】

► 子どもの医療費助成制度の拡充 【新規】

- 子育て世帯の医療費負担への不安を解消するため、子どもの医療費助成制度を拡充します。

【ライフステージに対応した住宅環境の整備】

► 結婚や子育て世代の住居に対する不安の軽減 【新規】

- 子育て世帯にやさしい住居等を認証する制度の普及啓発を図るとともに、4LDK程度の「多子世帯型公営住宅」や「新婚D I Y公営住宅」などライフステージに対応した住居モデルを提案します。

► 子育てしやすい街づくりを推進 【拡充】

- 子育て家庭が求める住環境を調査・検討し、「子育てにやさしい住宅・住環境ガイドライン（仮称）」について検討を進めるとともに、子育てにやさしい住宅・住環境を整備し、子育て世帯の負担を軽減するため、三世代同居や近居を促進する取組を推進します。

【新規】

- 子どもが自然に親しめる場や身近な遊び場の整備、子どもを連れて外出しやすい施設整備やユニバーサルデザイン化の推進、子育て家庭の良好な居住環境の確保について支援し、子育てに優しいまちづくりを推進します。【継続】

【「場」の拡充・充実】

▶ 親子が気軽に集える場や一時的に乳幼児を預けられる場の拡充 【拡充】

- 市町村と連携し、地域子育て支援拠点や商店街の空き店舗などを活用した子育てひろばなど、親子が気軽に集える場を確保するとともに、育児負担の軽減、母親のリフレッシュが図れるよう、身近なところで安心して乳幼児を一時的に預けられる場を拡充します。

▶ 親子の育ちを進める交流や体験、学びの場の充実【新規】

- 伝統産業や文化・スポーツ、自然に親しむ体験活動、NPOとの協働等による、地域での親同士や異年齢の子ども同士の交流、異世代交流等を推進します。
- 就学前の子どもを持つ親の子育ての悩みや不安をやわらげ、親同士のつながりを促進する活動や研修などの支援を充実します。

【企業に対する啓発や支援】

▶ ワーク・ライフ・バランスや企業内での子育て支援の推進 【拡充】

- 仕事と子育ての両立を応援する企業を支援するため、京都ワーク・ライフ・バランスセンターを拠点として、「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度を推進するとともに、先進企業の取組事例の情報提供などにより、中小企業がワーク・ライフ・バランスに取り組みやすい環境づくりを進めます。【継続】
- ワーク・ライフ・バランスを推進し、安心して子どもを産み育てることができるよう、働き方の見直しアドバイザーの派遣等により、企業の実情に応じたサポートを行います。【新規】
- 医療機関や社会福祉施設等の事業所内保育所の設置や企業等における短時間勤務、在宅就業の導入など多様な働き方ができるよう、ワーク・ライフ・バランスを進める取組や支援方策の検討を行い、支援を充実していきます。【継続】
- 産前・産後休暇を取得する女性社員をもつ中小企業に対し、産休代替要員を派遣することにより、安心して子どもを産み育てることができる職場環境づくりを進めます。【新規】
- ワーク・ライフ・バランスを推進し、子育てを積極的に支援している企業を広報することにより、より多くの事業者が子育て支援の取組を行うよう施策を実施します。【新規】

▶ 男性の育児促進策の積極的展開【新規】

- 配偶者と一緒に参加できる男性育児促進のためのイベントを開催し、男性の育児に対する意識改革を図るとともに、「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進企業による出展・PRにより、男性が育児しやすい職場風土の普及を図ります。

【命の尊厳を伝える教育や「子育て」気運の醸成】

▶ 命の尊厳や子どもを慈しみ育むことの大切さ等について啓発の推進【継続】

- 命の尊厳や、家族の絆・人と人との絆の大切さ、子ども産み育てることの意義や素晴らしさ等についてホームページや広報誌等での啓発を充実します。

▶ 家族や地域の絆の重要性について認識を深めるための取組の推進【継続】

- 家族や地域の絆が深められるよう、関係機関と連携・協力して啓発に取り組みます。
- 家族の絆やふれあいの大切さを考えるきっかけづくりとなる「手紙(メール)でむすぶ家族ふれあい大賞」の取組を引き続き推進します。

▶ 家庭や地域社会における気運の醸成【継続】

- 京都府子育て支援条例等を府民へ周知し、社会全体で子育てを応援する気運づくりを図ります。
- 子育ての意義や、子育てにおいて家庭が果たす役割及び家族の絆の重要性を認識する目的で制定した、毎月19日の「きょうと育児の日」を、関係機関と連携・協力して啓発し、その定着を図ります。
- 子育て支援に積極的に取り組む企業等を表彰し、広くその取組を顕彰します。
- 男女共同参画の推進に向けて各種セミナーを開催するなど、男女が共に協力しあう子育ての推進を図ります。

【地域の子育て力を強化】

▶ 高齢者・大学生等による子どもの育ち支援 【新規】

- 高齢者・大学生等が、保育所や幼稚園で交流ができるよう、マッチングする人材の養成や、子育てボランティアを行った大学生等に対して認証制度を創設するなどの仕組みを構築します。

▶ 子どもの育ちを支援するNPO、高齢者、大学生等をつなげる 仕組みづくり 【新規】

- NPO・高齢者・大学生・社会福祉法人・企業等子どもの育ちを支援する人たちが集まる場を設定するとともに、コーディネーターを養成します。

▶ 高齢者や子育て経験者が、地域の子育て支援活動に参加する仕 組みづくり 【新規】

- 京都府が認定システムをつくり、市町村と連携して認定修了者（子育ての達人）を地域での支援活動に参加する新たな仕組みをつくります。

▶ 地域ぐるみの子育て支援等の取組の充実 【継続】

- 社会全体での子育て応援を目指し、NPO等子育て支援団体、市町村、商店街、商工団体等と連携しながら「きょうと子育て応援パスポート事業」について関西府県での相互利用を進めるなど更に推進し、府民への子育て情報をアプリなどを活用して発信します。
- 地域住民のボランティア活動による学習活動・部活動・環境整備・安全確保等を支援する取組を通じて、学校の教育活動の充実を図るとともに、学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制を整備します。

▶ 子育て支援活動団体等への立ち上げ・活動促進の支援 【継続】

- NPO等の立ち上げ支援やNPO等と協働した地域での自主的な子育て支援活動等を支援するとともに、地域の子育て支援活動を推進する人材の養成や、子育て支援の取組を行う府民や団体のネットワークづくりを推進します。

▶子育て情報を積極的に発信【継続】

- 子育て支援情報について、公民の子育て情報を集約するなど充実・強化し、ホームページやアプリなどを活用することにより「いつでも・誰でも・利用しやすい」情報の提供に努めます。

▶在宅で子育てを行う家庭への支援【新規】

- 地域子育て支援拠点や子育て支援センター等において、在宅で子育て中の親子の相互交流の促進を図るなど、市町村やNPO団体による多様な取り組みを支援します。

【社会参加支援】

▶子育て家庭の社会参加への支援【新規】

- 子育てしながら働きたい女性の就業をワンストップで支援する京都ジョブパークマザーズジョブカフェでの取組を進めるとともに、男女共同参画センターにおいては、セミナー等の開催や女性チャレンジオフィスの設置、女性の起業・経営相談の実施など、起業・NPO創業、地域活性化に取り組む女性を支援します。【新規】

4 2人目・3人目の出産に向けての土台づくり

【多子世帯の経済的負担の軽減】

▶ 第3子の幼稚園・保育園の保育料の軽減【新規】

- 兄弟姉妹の年齢に関わらない第3子以降に係る保育料の軽減措置の検討を進めます。

▶ 多子世帯を対象とした優遇制度の検討【新規】

- 「出産、教育等の諸手当制度」「公共交通機関の割引」「ワゴン車等を購入する際の自動車税措置」など、多子世帯の生活支援に資する優遇制度の検討を進めます。

【ライフステージに対応した住宅環境の整備】（再掲）

▶ 結婚や子育て世代の住居に対する不安の軽減【新規】

- 子育て世帯にやさしい住居等を認証する制度の普及啓発を図るとともに、4LDK程度の「多子世帯型公営住宅」や「新婚D I Y公営住宅」などライフステージに対応した住居モデルを提案します。

▶ 子育てしやすい街づくりを推進【拡充】

- 子育て家庭が求める住環境を調査・検討し、「子育てにやさしい住宅・住環境ガイドライン（仮称）」について検討を進めるとともに、子育てにやさしい住宅・住環境を整備し、子育て世帯の負担を軽減するため、三世代同居や近居を促進する取組を推進します。

【新規】

- 子どもが自然に親しめる場や身近な遊び場の整備、子どもを連れて外出しやすい施設整備やユニバーサルデザイン化の推進、子育て家庭の良好な居住環境の確保について支援し、子育てに優しいまちづくりを推進します。【継続】

5 子どもが健やかに育つ社会環境の土台づくり

【子どもの安心・安全の確保】

▶子どもの命を守るセーフティネットの充実【新規】

- 健診未受診等で所在が確認できない児童等については虐待等の可能性の高いことから、市町村において早期の状況把握・所在確認を行い、迅速な対応が行える体制構築を進めます。
- 学校、家庭、地域社会、関係機関等が一体となった地域ぐるみの学校安全体制の整備を図るために支援を行います。

▶地域における犯罪及び事故防止対策の充実【継続】

- 自治会やPTA・高齢者等のボランティアによる「子ども・地域安全見守り隊」などの子どもを見守る防犯ボランティアやこども110番のいえ・防犯情報メールの配信の充実を図り、地域コミュニティによる取組を推進します。
- 市町村や関係機関、団体等と連携して、子どもの事故防止のため、家庭内や地域での事故例等を踏まえた啓発などの取組を推進します。
- 子どもや子育て家庭等を対象とした安全読本の作成・配布や防犯教室の実施、家庭での子どもの事故防止、チャイルドシートや子どもの自転車用ヘルメットなどの普及啓発活動や交通安全教室を推進するとともに、安心して生活できる道路や交通安全施設の整備等を推進します。
- スマートフォンなどの利用に伴う青少年の被害やトラブルをなくし、安心で快適な利用ができるよう総合的な取組を進めます。

▶身近な相談体制の充実・質の高い相談事業の展開【継続】

- 複雑多様化する家庭問題に対する総合的・専門的な相談機関として設置した家庭支援総合センターを中心とし、南部・北部家庭支援センターとも連携した府域全体の相談体制の強化を図ります。
- 子育ての相談に対し、地域子育て支援拠点や子育てサポートセンター、生後4か月までの乳児の家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」、双子や三つ子など多胎児家庭への支援など、市町村、民生・児童委員との連携を強化し、地域ぐるみでの相談・支援体制の充実を図ります。

- 子育てに係るさまざまな悩みや相談に身近で気軽に応じる人材の育成を進めるとともに、関係機関と連携し、活動に取り組みやすい仕組みを作ります。

▶ 様々な事情を有する子どもへの支援を充実 **【継続】**

- ひきこもりの悩みを抱える青少年に対し、「チーム絆」による訪問支援や、「職親」事業による自立支援を推進するとともに、ひきこもりから回復した青少年を「絆パートナー」として登録し、実体験者としての経験をもとに、ひきこもり当事者のケアを行う取組を推進します。【継続】
- 非行等の問題を抱える少年に対して、非行少年等立ち直り支援チーム(ユース・アシスト)による寄り添い型支援を行うとともに、地域の民間支援団体等と連携して、少年の悩み相談や学習支援、体験活動を行う居場所を設置し、非行・再非行の防止を図ります。【継続】

【児童虐待の防止対策の取組推進】

▶ 未然防止対策の充実・強化 **【新規】**

- 児童相談所、保健所、市町村、医療機関、学校、民生委員・児童委員、警察等関係機関が連携し、児童虐待防止ネットワークのさらなる充実・強化を図ります。【継続】
- 医療機関、市町村等関係機関が連携し、出産前から出産後、子育て期に至る継続した切れ目のない見守り支援体制を強化するとともに、精神的・身体的にサポートの必要な子育て家庭に対しては、医師、保健師、心理カウンセラー等による相談・支援を行います。【一部新規】
- 地域や関係機関と連携し、孤立する家庭をださない環境づくりを進めるほか、インターネット等を活用し、子どもの発達段階に応じたきめ細やかでわかりやすい情報提供を行うなど、支援を必要とする家庭への情報提供を充実します。【新規】

▶ 早期発見・早期対応に向けた体制の充実・強化 **【継続】**

- 児童相談所の相談体制を充実・強化し、安全確認ルールの徹底、立入検査や一時保護の実施などにより、虐待を受けた児童の安全を確保します。

▶ 再発防止対策の推進～保護者への支援～ **【継続】**

- 子どもに対する虐待を行った保護者に対し、保護者へのグループ療法を行うなど家庭の再統合に向けた取組等を充実します。

► 市町村と連携した児童虐待防止対策の連携強化 **[拡充]**

- 虐待防止アドバイザーの派遣による市町村の要保護児童対策地域協議会への運営支援に加え、市町村等地域の関係機関と児童相談所が定期的に情報交換を行うなど、市町村や地域の関係機関と連携した取組を進めます。【継続】
- 府要保護児童対策地域協議会を活用し、市町村域を超えた情報共有や関係機関の連携を進め、各市町村要保護児童対策地域協議会における見守り等のさらなる充実を図ります。
【新規】

► こころのケアへの支援 **[新規]**

- 虐待により心身ともに傷ついた子どもたちに対するこころのケアを行うとともに、特に性的虐待を受けた児童に対しては、児童相談所と「性被害者ワンストップ相談支援センター(仮称)」が連携し、心理的負担軽減とこころのケアを図ります。

► DV家庭で育つ子どもへの支援 **[拡充]**

- DVによる子どもへの影響を防止するため、DV被害者のカウンセリングや子どもの健全な発達を支援するための相談等を実施するとともに、子どもを同伴したDV被害者の一時保護から社会的自立までの一貫した指導・援助の充実を図ります。【継続】
- 地域で子どもに関わるあらゆる関係者に対し、DVについての研修等を行い、DVが子どもに及ぼす影響について理解を促進していくとともに、要保護児童対策地域協議会と連携し、地域で新たな生活を始めた被害者とその子どもに対する見守り支援を進めます。【新規】

【社会による子どもの育つ場の保障】

► 児童養護施設等の小規模化と家庭的養育の推進 **[新規]**

- さまざまな事情から保護者と一緒に生活できない子どもたちが、より家庭的な環境で育つことができるよう、社会的養護推進計画に基づき、施設の小規模化・地域分散化を進めます。

► 里親制度の推進 **[新規]**

- 家庭的な環境で育つことのできる里親への委託を進めるため、広く里親制度についての理解を進めるための広報、説明会を開くことで、里親登録者の増加を図るとともに、里親への支援体

制の充実・強化を図ります。

- 家庭や地域での経験の乏しい児童養護施設に入所する児童が、短期に家庭生活を体験できる週末里親制度の普及を図ります。

▶ **児童養護施設等退所児童等の社会的自立に向けた支援【拡充】**

- 児童養護施設等に入所する児童に対し、学習習慣定着に向けて学習支援を行うほか、地元企業等と連携した職業体験等を行うことで、将来に向けての夢を持ち、自らの望む社会的自立ができるよう支援を進めます。【新規】
- 虐待等により保護者からの援助が受けられず、進学、就労等によりひとり暮らしを始める児童養護施設を退所する児童等が、相談をしたり、気軽に集まれる居場所を設置し、退所後も進学や就労にあたり、切れ目ない支援を充実します。【継続】
- 修学支援や生活支援を行うことで、自らの目指す道を切り拓き、貧困の連鎖からの脱却を進めます。【新規】

▶ **子どもの自主性、社会性を育む取組の推進【継続】**

- 自然体験やスポーツ・文化貢献活動、世代間交流等、青少年の多様な活動・交流を支援することにより、青少年の自尊意識やフォロワーシップを育むとともに、青少年の主体性を活かし、その可能性を引き出すことにより、青少年の「社会で生きる力」を醸成します。
- 学校、家庭、自治会、NPO、関係団体等地域の幅広い団体・府民が連携・協力し、青少年の健全育成に取り組み、社会全体で支えるネットワークを充実するとともに、活動の中心となる人材育成を支援します。

【こころとからだの健やかな成長促進】

▶ **こころの健やかな成長のための環境の整備【継続】**

- 子どもたちの興味・关心や今日的な課題に対応した学習プログラムを取り入れるなど、きめ細かな指導を行うとともに、「京都式少人数教育」を推進することで、確かな学力の定着はもとより、一人ひとりの子どもの心のケアを実施します。
- より一層きめ細かな相談に応じられるよう、スクールカウンセラーの充実、不登校やいじめ問題等に対応する24時間の電話相談などを推進します。

► 健やかなかからだづくり【継続】

- 子どもの体力の現状を把握し、どのようなところが不足しているかを明確にすることにより、効果的な体力向上の取組に努めます。また、トップアスリートによる指導などスポーツを行うきっかけづくりの取組を進めます。
- 子どもたちに食への関心を持たせ、栄養バランスのとれた食事をとる実践力が身につけられるよう、地元産の食材の活用や給食を通じた食育を推進します。また、「早寝・早起き・朝ごはん、プラスワン」府民運動の展開などにより、基本的な生活習慣を形成し、望ましい食習慣が身につけられるよう学校・家庭・地域が連携した食育の推進を図ります。

► 豊かな心を育てる【継続】

- 学校・家庭・地域が連携し、読書に親しみ生涯にわたる読書習慣を身につけることができるよう、子どもの読書活動を推進します。
- 小学校・中学校・高等学校の成長発達段階に応じて、職場見学・職場体験・インターンシップなどを推進し、働くことの意義や大切さを実感できる取組を進めます。

► 幼児期における教育・保育の充実【継続】

- 幼稚園・保育所等と小学校の連携を強化し、引き続き、保育士、教員の研修等を実施するとともに、認可外保育施設の保育士に対する研修の実施等により資質向上を図ります。
- 幼稚園、保育所の連携及び認定こども園制度の活用による、幼児期における教育、保育の充実を図ります。

【障害のある子どもへの支援の充実】

► 一貫した支援体制の確立【継続】

- 福祉・保健・教育などの関係機関が一体となって、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した支援体制を確立します。

► 発達障害の早期発見・早期療養【拡充】

- 発達障害の早期発見・早期療育のため、5歳児健診や専門家を交えた判定会議による

スクリーニング、保育所等への巡回支援などを府内で幅広く展開します。

併せて、臨床心理士等に対する研修や、発達障害のこどもを持つ親に対する「ほめ方教室」や、発達障害のこどものコミュニケーション能力を高める「トレーニング」の普及などに取り組みます。

▶ 「児童発達支援センター」の整備推進【新規】

- 障害のあるこどもが地域で生活するための相談・療育拠点となる「児童発達支援センター」の整備を推進します。

▶ 聴覚障害児に対する支援【継続】

- 特別支援学校や関係機関等と連携し、聴覚障害がある乳幼児の相談、療育を支援します。

▶ 障害のある生徒に対する就職支援【新規】

- 障害のある生徒の就職希望を実現するため、教育・ジョブパークなどの関係機関が連携して、企業実習の機会の確保や、障害のある子どもへの理解促進に努めます。

【ひとり親家庭等への支援の充実】

▶ こどもの貧困対策としてのこどもへの生活・学習支援の推進【新規】

- こどもの貧困対策の取り組みの一環として、学校をプラットフォームとした地域の関係機関が連携する仕組みを構築し、生活困窮世帯やひとり親家庭のこどもに対する生活・教育支援を実施するなど、貧困の連鎖の解消に向けた取組を推進します。

▶ 親と子への一体的支援の推進【新規】

- 不安定雇用や低所得になりがちなひとり親家庭や、就労経験が乏しい母子家庭等の親と子が集まる居場所を設置し、ジョブパークと連携した親への就業支援や相談支援と、地域やNPOと連携し、子どもへの生活・学習支援を一体的に行うことで、こころと生活の安定を図ります。

▶ 孤立化の防止【継続】

- 同じ悩みを持つひとり親家庭同士の交流を進めるほか、ひとり親家庭自立支援センターや府・市町村のひとり親担当部門など、ひとり親家庭固有の問題について、いつでも相談できる体制を整え、孤立化を防ぎます。

▶ 生活援助、子育て支援の推進【拡充】

- 安心して子育てをしながら就労できるよう、保育所・放課後児童クラブへの入所や、子育て・日常生活のサービスの提供、府営住宅の入居への配慮などの生活援助、子育て支援を推進します。
- ひとり親家庭の貧困の連鎖を防止するため、複合的な課題を持つ生活困窮者に対する包括的な支援と併せ、生活困窮世帯のひとり親家庭などの子どもを対象とした居場所づくりを進め、生活支援や学習支援を一体的に実施します。

▶ 母子家庭等の親に対する就労支援【継続】

- 就労経験が乏しい母子家庭等の親に対し、ひとり親家庭自立支援センターでの取組を強化し、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした雇用に繋げていくための学び直しの支援や情報提供、資格取得に向けた職業訓練支援及び就職紹介など経済的自立のための就労支援を進めます。
- 母子家庭の母等の早期就職の実現や有期契約労働者から正規雇用等への転換が図れるよう、雇用する企業等へ交付される「キャリアアップ助成金」や「トライアル奨励金」制度などの周知を行うとともに、京都ジョブパーク、マザーズジョブカフェ、マザーズハローワークや労働局等と連携し、母子家庭の母等の就業に向けた取り組みを進めます。

▶ ひとり親家庭等に対する経済的支援【拡充】

- ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進するため、児童扶養手当を支給するとともに、ひとり親家庭の親の技能習得や子どもの就学などに対して資金貸付けを行うなど、ひとり親家庭の自立に向けた経済的支援を行います。
- 社会的にも経済的にも弱い立場にあるひとり親家庭の児童及びその親が、医療機関で受診した際の医療費の自己負担額について助成することにより、ひとり親家庭の健康の保持と福祉の向上を図ります。
- 母子家庭の子どもの養育又は教育に対し奨学金を交付するとともに、生活保護世帯や低所得世帯の高校生に対する「奨学のための給付金」の支給と併せ、学齢期の教育費等の負担軽減を図るための経済的支援を行います。

VI 計画の目標

① 教育・保育の量の見込み及びその確保方策 (精査中)

平成27年2月

圏域	年度	1号認定及び2号認定			3号認定		3号認定		
		量の見込み			確保方策	量の見込み	確保方策	0歳	
		1号認定	2号認定	計				1・2歳	
丹後	27年度	217	1748	1965	2163	182	174	762	777
	28年度								
	29年度								
	30年度								
	31年度								
中丹	27年度	1652	3116	4768	5225	512	443	1627	1675
	28年度								
	29年度								
	30年度								
	31年度								
南丹	27年度	1056	2015	3071	3786	174	191	986	992
	28年度								
	29年度								
	30年度								
	31年度								
京都市	27年度	14,892	18,226	33,118	32,696	2,947	2,947	10,618	10,618
	28年度								
	29年度								
	30年度								
	31年度								
京都・乙訓	27年度	2,168	1,812	3,980	4,128	248	212	976	1,032
	28年度								
	29年度								
	30年度								
	31年度								
小計	27年度	17,060	20,038	37,098	36,824	3,195	3,159	11,594	11,650
	28年度								
	29年度								
	30年度								
	31年度								
山城北	27年度	5,740	5,639	11,379	13,291	922	823	2,932	2,858
	28年度								
	29年度								
	30年度								
	31年度								
山城南	27年度	1,432	2,118	3,550	3,559	254	254	910	910
	28年度								
	29年度								
	30年度								
	31年度								
府内全域	27年度	27,157	34,674	61,831	64,848	5,239	5,044	18,811	18,862
	28年度								
	29年度								
	30年度								
	31年度								

② 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期(京都府集計)

平成27年2月とりまとめ

事業名		指標 (単位)	(参考) 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
時間外保育	量の見込み	(人)	10,284	11,220	11,291	11,298	11,367	11,396
	確保方策	実人数 (人)		11,479	11,599	11,736	11,900	12,101
一時預かり事業・子育て短期支援事業(トワイライトステイ)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業[病児・緊急対応強化事業を除く])	幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)	量の見込み (人日)	528,277	711,407	749,383	788,600	779,564	774,069
	確保方策 延べ人数 (人日)			737,986	780,432	824,809	820,874	823,744
	幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)以外	量の見込み (人日)	—	136,072	137,032	136,550	139,582	142,066
		一時預かり 延べ人数 (人日)		85,274	125,213	127,259	127,120	129,702
		ファミサボ (人日)	20,189	21,809	22,542	22,431	22,444	22,443
		トワイライト 延べ人数 (人日)	258	303	304	305	305	304
	合 計 (人日)		105,721	147,325	150,105	149,856	152,451	154,871
病児保育事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業[病児・緊急対応強化事業])	量の見込み (人日)	—	21,467	21,772	21,979	22,479	23,206	
	確保方策 病児保育事業 (人日)	8,955	19,147	20,765	22,730	23,177	24,174	
		0	0	0	0	0	0	0
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業(就学時のみ))	量の見込み (人日)	17,727	22,896	22,790	22,771	22,503	22,489	
	確保方策 (人日)		20,256	24,144	24,216	24,034	24,045	
子育て短期支援事業(ショートステイ)	量の見込み (人日)	11,096	11,521	11,820	12,107	12,392	12,727	
	確保方策 延べ人数 (人日)		11,589	11,888	12,175	12,460	12,795	
地域子育て支援拠点事業	量の見込み (人回)	—	638,751	650,537	657,783	681,736	708,578	
	確保方策 (カ所)		252	265	263	265	265	267
利用者支援事業	量の見込み (カ所)	19	52	55	57	57	59	
	確保方策 (カ所)		43	47	53	53	60	
乳児家庭全戸訪問事業	量の見込み (人)	20,303	19,807	19,614	19,404	19,197	19,008	
養育支援訪問事業	量の見込み (人)	5,825	4,979	5,079	5,188	5,309	5,437	
妊産婦検診	量の見込み (人回)	226,293	222,324	220,157	217,925	215,216	212,591	
放課後事業健全育成事業	量の見込み (人)	—	25,114	25,254	25,501	25,688	25,536	
	確保方策 登録児童数 (人)	20,511	24,392	25,033	25,256	25,489	25,560	
		施設数(※) (カ所)	199	209	213	216	220	223

※放課後児童健全育成事業の施設数については、京都市、綾部市、宇治市を除く

③ 京都府独自項目

目標指標（案）	25年度実績	26年度（目標）	31年度（新目標）
婚活イベント回数	106	新規	170回
婚活支援団体や婚活マスター等による婚姻成立数	15	新規	1,000組
産前・産後支援事業実施市町村数	一	新規	全市町村
産前・産後ケア専門員による支援者数	一	新規	5,400人
不妊・不育治療支援施策の利用者数	一	新規	8,100人
子育て支援コンダクター設置市町村数	一	新規	全市町村
保育所入所待機率	0.10%	0%	0%
ファミリーサポートセンター事業実施箇所数	19市町	17市町	全市町村
保育士・保育所マッチング支援センターにおける就職登録者数	一	新規	4,750人
私立幼稚園一時預かり事業実施幼稚園数	136 /161	120	全園
放課後児童クラブ待機児童率	一	新規	0%
放課後子ども教室の設置市町村数	19市町(組合) /25	全市町(組合)	全市町村(組合)
「子ども読書活動推進計画」の策定市町村	17市町(組合) /25	全市町(組合) (25)	全市町村(組合)
「子育て・学習プログラム」を導入した府立高校の割合	一	新規	100%
未入園児一時保育事業実施私立幼稚園・保育所数	一	新規	全園
一時預かり事業を行っている市町村数	20市町村	全市町村	全市町村
延長保育事業を行っている市町村数	19市町村	全市町村	全市町村
休日保育事業を行っている市町村数	7市町村	18市町村	18市町村
夜間保育事業を行っている市町村数	2市町村	3市町村	6市町村
「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進企業認証企業数	155企業	250企業	455企業
子育ての達人の活動施設数	一	新規	550箇所
子育て応援パスポート協賛店数	3,764店	4,000店	5,200店
マザーズジョブカフェでの相談者のうち、就職した人数	1,023人	新規	1,200人
「子ども・地域安全見守り隊」が活動する小学校区の数	229校区 /403	全小学校区	全小学校区
乳児家族全戸訪問事業実施市町村数	25市町村 /26	全市町村	全市町村
養育支援訪問事業実施市町村数	一	17市町村	23市町村
男性の育児休業取得率	一	10%	(捕捉困難)
児童養護施設の小規模化、家庭的養護の割合			
本体施設	88%	新規	64%
グループホーム	4%	新規	23%
里親等(ファミリーホーム含む)	8%	新規	13%

VII 計画の進行管理

- 「京都府子育て支援審議会」において、計画に基づき施策の点検・評価を行うとともに、府民への公表を行います。
- 府の横断的な庁内組織である「少子化対策プロジェクト」において、総合的かつ効果的に子どもの育ちを確保する施策を推進していきます。
- 計画期間内であっても、急激な少子化をめぐる環境の変化等、計画を維持することが不適切である事態が生じた場合には、適宜、本計画を改定します。

VIII 重点施策体系

1 出会い・結婚の土台づくり

★：新規
△：拡充
◆：継続

結婚・生活支援体制の構築

- ★ 若者の出会い・結婚から就労、住宅斡旋等少子化改善に必要なサービスを総合的に支援する拠点を整備

結婚しやすい環境づくり

- ★ 結婚を支援する個人や団体のネットワーク化の推進
- ★ 身近な相談体制の構築
- ★ 婚活支援活動に対する支援の充実

2 はじめての妊娠・出産に向けての土台づくり

こども総合ステーションの設置

- ★ 地域の妊娠・出産・子育てのワンストップ窓口の設置
- ★ 産前・産後ケアを支える新たな人材の確保

母子保健医療提供体制の充実等

- ・ 安心して出産ができる周産期医療提供等の充実・強化
- △ 妊娠・出産・子育て期における母子保健体制の充実
- ・ 小児救急の電話相談・受入体制の充実・強化
- ★ 在宅療養児を支える地域支援体制の充実・強化

不妊症及び不育治療に対する支援

- ★ 全国トップクラスの不妊治療等の支援を実施

結婚・妊娠等のライフデザインを考え、学ぶ機会を提供

- ★ 中学校・高等学校での乳幼児との触れ合い体験
- ★ マンガやアプリを活用し、若者に対するライフデザインの重要性を啓発
- ・ 思春期の保健対策の推進

3 子育て環境の土台づくり

子ども・子育て支援新制度の円滑な導入

- ★ 新制度の本格実施を起点とした子育て支援環境の更なる充実
- ★ 多様な子育て支援につなぐコンダクターの配置
- ★ 市町村と連携した計画的な施設整備・多様な保育等の充実
- ★ 教員・保育士の確保・定着・資質向上
- ★ 幼稚園や保育所が更に機能を発揮できる支援施策の提供
- △ 総合的な放課後児童対策の充実・強化

総合的な保育整備の推進

- ★ 2・4時間保育事業の実施や、地域の医療機関との連携の下、子育て経験者が、病児・病後児を預かり、共働き家庭等を支援する仕組みを構築

医療費助成の拡充

- ★ 子どもの医療費助成制度の拡充

ライフステージに対応した住宅環境の整備

- ★ 結婚や子育て世代の住居に対する不安の軽減
- △ 子育てしやすい街づくりを推進

「場」の拡充・充実

- △ 親子が気軽に集まる場や一時的に乳幼児を預けられる場の拡充
- ・ 親子の育ちを進める交流や体験、学びの場の充実

企業に対する啓発や支援

- △ ワーク・ライフ・バランスや企業内での子育て支援の推進
- ★ 男性の育児促進策の積極的展開

命の尊厳を伝える教育や「子育て」気運の醸成

- ・ 命の尊厳や子どもを慈しみ育むことの大切さ等について啓発の推進
- ・ 家族や地域の幹の重要性について認識を深めるための取組の推進
- ・ 家庭や地域社会における気運の醸成

地域の子育て力を強化

- ★ 高齢者・大学生等による子どもの育ち支援
- ★ 子どもの育ちを支援するNPO、高齢者、大学生等をつなげる仕組みづくり
- ★ 高齢者や子育て経験者が、地域の子育て支援活動に参加する仕組みづくり
 - ・ 地域ぐるみの子育て支援等の取組の充実
 - ・ 子育て支援活動団体等への立ち上げ・活動促進の支援
 - ・ 子育て情報を積極的に発信
 - ★ 在宅で子育てを行う家庭への支援

社会参加支援

- ★ 子育て家庭の社会参加への支援

4 2人目・3人目の出産に向けての土台づくり

多子世帯の経済的負担の軽減

- ★ 第3子の幼稚園・保育園の保育料の軽減
- ★ 多子世帯を対象とした優遇制度の検討

ライフステージに対応した住宅環境の整備【再掲】

- ★ 結婚や子育て世代の住居に対する不安の軽減
- ◇ 子育てしやすい街づくりを推進

5 子どもが健やかに育つ土台づくり

子どもの安心・安全の確保

- ★ 子どもの命を守るセーフティネットの充実
 - ・ 地域における犯罪及び事故防止対策の充実
 - ・ 身近な相談体制の充実・質の高い相談事業の展開
 - ・ 様々な事情を有する子どもへの支援を充実

児童虐待の防止対策の取組推進

- ◇ 未然防止対策の充実・強化
 - ・ 早期発見・早期対応に向けた体制の充実・強化
 - ・ 再発防止対策の推進～保護者への支援～
- ◇ 市町村と連携した児童虐待防止対策の連携強化
- ★ こころのケアへの支援
- ◇ DV家庭で育つ子どもへの支援

社会による子どもの育つ場の保障

- ★ 児童養護施設等の小規模化と家族的養育の推進
- ★ 里親制度の推進
- ◇ 児童養護施設退等所児童等の社会的自立に向けた支援
 - ・ 子どもの自主性、社会性を育む取組の推進

こころとからだの健やかな成長促進

- ・ こころの健やかな成長のための環境の整備
- ・ 健やかにからだづくり
- ・ 豊かな心を育てる
- ・ 幼児期における教育・保育の充実

障害のある子どもへの支援の充実

- ・ 一貫した支援体制の確立
- ◇ 発達障害の早期発見・早期療養
- ★ 「児童発達センター」の整備推進
- ・ 聴覚障害児に対する支援
- ◇ 障害のある生徒の就職支援

ひとり親家庭等への支援の充実

- ★ こどもの貧困対策としてのこどもへの生活・学習支援の推進
- ★ 親と子への一体的支援の推進
 - ・ 孤立化の防止
- ◇ 生活援助、子育て支援の推進
 - ・ 母子家庭等の親に対する就労支援
- ◇ ひとり親家庭等に対する経済的支援

【用語解説（案）】

用語	解説
子育ち	子ども自身が心身ともに成長すること
親育ち	子育てを通して、親自身が親として成長していくこと
ネグレクト	本計画では、子供に対する育児放棄や育児怠慢のこと（児童虐待のひとつ）
子ども・子育て支援新制度	平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する制度
未婚化	結婚している人の割合が低くなり、生涯独身で過ごす人が増えること
晩婚化	初婚年齢（最初の結婚時の年齢）が以前と比べて上昇すること
少産化	ひとりの女性が産む子どもの数が少なくなること
きょうと婚活支援ネットワーク会議	街コンをはじめ婚活イベントに取り組む市町村やNPO団体、京都府等から構成する婚活支援のためのネットワーク団体
婚活マスター	結婚したい独身男女の婚活を府とともに応援するボランティアとして登録された者
保健センター	地域保健法第18条により各市町村に設置され母子保健や老人保健等を担う
産前・産後ケア専門員	妊娠婦と面談のうえ個別のケアプランを作成する専門員。必要に応じて助産師や訪問家事支援の事業者などを紹介する
産前・産後訪問支援員	専門員が作成したケアプランに沿って自宅を訪ね、家事や育児、外出の手助けなどを行う者
スーパーバイザー	監督・管理・監修を担当する者。本計画においては、地域の活動推進役となって他の専門員や支援員を指導する産後ケア専門員のこと
小児慢性特定疾病	長期にわたり療養を必要とする疾病として児童福祉法の改正に基づき、厚生労働大臣が定める704疾病（平27年1月施行）
オンコール	医療施設で採用されている勤務体系のひとつで、急患時の対応役として待機すること
特定不妊治療	不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精による治療
一般不妊治療	特定不妊治療以外の不妊治療（保険適用の治療、人工授精、男性不妊治療及び不育治療）
不育治療	妊娠はするが、流産等を繰り返す状態（不育）に対する治療

用語	解説
ライフデザイン	職業、結婚観、生きがい、居住地など個人の充足感に主眼をおいた人生設計
ライフプラン	自らの結婚や妊娠・出産、子育てといった人生の計画をたてること、また、その計画そのもの
子育て支援コンダクター	子ども・子育て支援新制度（利用者支援事業）により、子育て家庭のニーズに合わせて必要な支援を選択できるよう保護者からの相談に助言を行う専門の相談員（京都府独自の名称）
放課後児童クラブ	学童保育（児童福祉法第6条の3第2項による放課後児童健全育成事業）のこと。保護者が日中家庭にいない就学児童に、遊びや生活の場を与え健全な育成を図る事業
放課後子供教室	地域社会の中で子どもたちを心豊かで健やかに育てる環境づくりを推進する目的で、各市町村が主体となり土曜日等に体験活動や学習活動などを実施する事業
放課後児童支援員資格認定研修（仮称）	京都府が実施する放課後児童支援員として必要な基本的生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識・技能を習得するための研修
病児・病後児	病気になった子ども（病児）及び病気からの回復期にある子ども（病後児）
ライフステージ	本計画では、家族についての新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期などの段階
ユニバーサルデザイン	老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わず利用することができる施設・製品・情報の設計
ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和。国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること
「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度	ワーク・ライフ・バランスを推進する宣言を府に登録して取組を進める企業を支援するとともに、基準を満たした企業について知事が認証する制度（認証を受けた企業は、認証マークの使用や府の物品等の調達における優遇の対象となるなどのメリットがある）
子育ての達人	「子育ての達人」養成講座（地域の保育所・幼稚園や放課後児童クラブなどで子育て支援活動に参加できるよう、最新の子育て知識を得るために講座）を受講して認定を受けた者
きょうと子育て応援パスポート	子育て家庭を社会全体で応援するため、企業・店舗等、京都府、市町村が協働して子育て家庭にパスポートを発行し、協賛店舗が様々なサービスを提供する取組

用語	解説
子育てにやさしい住宅・住環境ガイドライン（仮称）	子育て世帯にとって住みやすい住宅の設えや環境等を示したガイドライン
スマートフォン	電話やメール以外にもさまざまな機能が利用できる携帯電話端末
チーム紺	京都府において、社会的ひきこもりの初期段階で訪問・相談を行うことで長期化・深刻化を未然に防止するための「初期型ひきこもり訪問応援チーム」の略称
職親	京都府において、社会的ひきこもりからの回復期にある青少年に就労体験の機会を提供できる事業所として登録された協力事業所
グループ療法	専門家がコーディネートする治療的に構成された場面で、同じような悩みを持つ人が集まり、グループで相互にコミュニケーションや理解を深めることで、問題解決力やセルフケア力を高める心理療法のひとつ
虐待防止アドバイザー	児童福祉、臨床心理等の分野に見識を有するし、虐待防止対策について市町村要保護児童対策地域協議会に助言を行う専門家
性被害者ワンストップ相談支援センター（仮称）	行政、医療機関、警察、弁護士等関係機関が連携して、被害直後から24時間ワンストップで性被害者に寄り添い、心身のケアを行なうネットワーク
D V	ドメスティック・バイオレンス（夫婦間（事実婚を含む。）、元配偶者、生活の本拠を共にする交際相手などの男女間で起こる暴力）
社会的養護推進計画	「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について（平成24年11月30日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」に基づき、社会的養護を必要とする子どもたちが、より家庭的な環境の中で生活できるよう都道府県等が策定する計画
里親制度	親の病気や虐待等、様々な事情により養育が困難となった児童を受け入れ、家庭的な環境の下での養育を提供する制度
週末里親制度	児童福祉施設に入所中で親や親族との面会や帰宅の機会の少ない子供を対象とし、週末や長期休暇等に短期間、里親家庭に受け入れる制度
フォロワーシップ	指導者を補佐する能力。また、指導者に限らず他の人を補佐する能力
京都式少人数教育	小学校低学年指導充実のための教員複数配置や、小・中学校における少人数教育等を推進する制度の総称
食育	様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる

用語	解説
早寝・早起き・朝ごはん、プラスワン	望ましい食習慣を身につけ、健康で元気な生活を送るための取組
インターンシップ	学生が一定期間企業などの中で研修生として働き、自分の将来に関連のある就業体験を行える制度
認定こども園	保育所、幼稚園等における小学校就学前の子供に対する保育及び教育並びに保護者に対する、子育て支援の総合的な提供を行う施設
ひとり親家庭	配偶者のない女子又は男子とその扶養する児童とからなる家庭
キャリアアップ助成金	非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、正規雇用への転換、人材育成、処遇改善などの取組を実施した事業主に対して助成する制度
トライアル奨励金	安定的な就職が困難な求職者について、ハローワークや職業紹介事業者等の紹介により、一定期間試行雇用した場合に助成する制度